

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和2年3月23日(月曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午後 4時41分 散会

付託事件

議案第2号, 議案第3号, 議案第4号, 議案第5号, 議案第6号, 議案第7号, 議案第8号, 議案第9号, 議案第10号, 議案第11号, 議案第12号, 議案第13号, 議案第14号, 議案第15号, 議案第16号, 議案第17号, 議案第18号, 議案第19号, 議案第20号, 議案第21号, 議案第22号, 議案第23号, 議案第24号, 議案第25号, 議案第26号, 議案第27号, 議案第28号, 議案第29号, 議案第30号, 議案第42号, 議案第47号, 議案第48号, 議案第50号中第1表中歳出中第3款中文教福祉委員会所管分, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分, 議案第51号, 議案第57号, 議案第58号, 議案第59号, 議案第60号, 議案第63号, 議案第67号中第1表中歳出中第3款, 第4款中文教福祉委員会所管分及び第10款中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款及び第10款

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第 2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例
- ② 議案第 3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例
- ③ 議案第 4号 水戸市障害者支援施設基準条例
- ④ 議案第 5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例
- ⑤ 議案第 6号 水戸市地域活動支援センター基準条例
- ⑥ 議案第 7号 水戸市福祉ホーム基準条例
- ⑦ 議案第 8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例
- ⑧ 議案第 9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例
- ⑨ 議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例
- ⑩ 議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例
- ⑪ 議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例
- ⑫ 議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例
- ⑬ 議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例
- ⑭ 議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例
- ⑮ 議案第16号 水戸市介護医療院基準条例
- ⑯ 議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例

- ⑰ 議案第 1 8 号 水戸市婦人保護施設基準条例
- ⑱ 議案第 1 9 号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例
- ⑲ 議案第 2 0 号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ⑳ 議案第 2 1 号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例
- ㉑ 議案第 2 2 号 水戸市無料低額宿泊所基準条例
- ㉒ 議案第 2 3 号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例
- ㉓ 議案第 2 4 号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例
- ㉔ 議案第 2 5 号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例
- ㉕ 議案第 2 6 号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例
- ㉖ 議案第 2 7 号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例
- ㉗ 議案第 2 8 号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例
- ㉘ 議案第 2 9 号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例
- ㉙ 議案第 3 0 号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例
- ㉚ 議案第 4 2 号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
- ㉛ 議案第 4 7 号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例
- ㉜ 議案第 4 8 号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ㉝ 議案第 5 0 号 令和 2 年度水戸市一般会計予算中第 1 表中歳出中第 3 款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第 4 款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第 1 0 款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費中第 1 0 款（教育費）並びに第 3 表債務負担行為中文教福祉委員会所管分
- ㉞ 議案第 5 1 号 令和 2 年度水戸市国民健康保険会計予算
- ㉟ 議案第 5 7 号 令和 2 年度水戸市介護保険会計予算
- ㊱ 議案第 5 8 号 令和 2 年度水戸市介護サービス事業会計予算
- ㊲ 議案第 5 9 号 令和 2 年度水戸市後期高齢者医療会計予算
- ㊳ 議案第 6 0 号 令和 2 年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算
- ㊴ 議案第 6 3 号 水戸市学校施設整備基金条例
- ㊵ 議案第 6 7 号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第 9 号）中第 1 表中歳出中第 3 款（民生費）、第 4 款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第 1 0 款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第 2 表継続費補正中第 3 款（民生費）及び第 1 0 款（教育費）

2 出席委員（7名）

委員長	鈴木	宣子	君	副委員長	綿引	健君
委員	土田	記代美	君	委員	木本	信太郎君
委員	後藤	通子	君	委員	袴塚	孝雄君
委員	田口	米藏	君			

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 長 安 藏 栄 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副 市 長 秋 葉 宗 志 君

保健福祉部長
兼福祉事務所
所 長 大 曾 根 明 子 君

保健福祉部長
兼福祉事務所
副 所 長 田 中 誠 一 君

福祉事務所
参事兼
福祉総務課長 小 山 忠 君

福祉事務所
参事兼
子ども課長 柴 崎 佳 子 君

保健福祉部
参事兼
国保年金課長 川 津 英 臣 君

生活福祉課長 櫻 井 学 君

障害福祉課長 平 澤 健 一 君

高齢福祉課長 野 口 奈 津 子 君

介護保険課長 荻 沼 学 君

保健センター
所 長 小 林 か お り 君

保健所準備
課 長 小 林 秀 一 郎 君

教育長
職務代理者
教育委員 東 小 川 昌 夫 君

教育部長 増 子 孝 伸 君

教育委員会
事務局教育部
参事 橋 義 孝 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
教育企画課長 三 宅 修 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼
幼児教育課長 鈴 木 功 君

教育委員会
事務局教育部
参事兼放課後
児童課長 菊 池 浩 康 君

総合教育研究
所 長 萩 谷 孝 男 君

学校管理課長 鎮 目 英 俊 君

学校保健給食
課 長 大 和 敦 子 君

学校施設課長 和 田 英 嗣 君

生涯学習課長 野 澤 昌 永 君

歴史文化財
課 長 白 石 嘉 亮 君

中央図書館長 松 本 崇 君

総合教育
研究所副所長 小 川 佐 栄 子 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長 永 井 誠 一 君 書 記 嘉 成 将 大 君

午前10時 1分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

議事に先立って、前田保健福祉部技監が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告します。本日一般傍聴人2名がお見えになりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これより議事に入ります。

本日の日程は、議案第2号ほか39件であります。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第2号ほか39件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、付託議案については一通りの説明を受けておりますので、これより、各議案について順次質疑を行ってまいりたいと思います。

初めに、議案第2号 水戸市障害福祉サービス事業基準条例について質疑のある方、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回、数多く条例が出ている中で、障害福祉サービスについては、事業の開始に当たり、地域住民に対し説明を行うことということで、これは説明をすればいいということなのか、了解を取ってほしいということなのか。その辺については、県の場合には了解を取るということではなくて、説明をして理解を深めてほしいという言い方であったんですけども、これについてはどのような見解でこれを付け加えたのかお伺いします。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

事業開始に当たりますのは、地域住民の方との連携が非常に重要であると考えておりますので、サービス提供の内容等に関しまして説明を行いまして、住民の方の理解を得るよう努めることとするという努力義務として設定をいたしております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 老人介護の場合は、御理解をいただくという部分については、比較的簡単と言ってはおかしい、理解が深まるんですよ。ところが、障害福祉ということになりますと、言葉が悪いところでは、そういう人だけが集まる地域になっちゃうとか、今までも本来あってはならないような言葉で言われる場合があって、なかなか御理解をいただくということが非常に難しい状況もあるんですが、これは例えば、入所施設についても、グループホームのような施設についても、理解を得るということの努力義務であって、これが理解を得られない、もしくは何か反対の陳情が出た。こういう場合もあるわけですね、これまでも前例がありますから。そういったことがあった場合に、行政判断はどういうふうにされる、もしくはする予定があるのか、それについては、これから検討するということなのか。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

確かに現時点では、どれくらいの地域の方とのやり取りによって反対が出てきて、どれくらいの状況であれば認めていくのかという細かなところまでは、今現在は決定していない状況でございます。ただ、やはりそこでサービスを提供して事業を運営していくに当たっては、地域の方の理解というのが非常に重要であると思いますので、大変大きな反対運動が起こってしまっただけで事業運営が成り立たないということであれば、事業の継続が困難になってしまいますので、その辺りは状況を見極めながら進めてまいりたいと考えている状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 質問はこのぐらいにしますが、いずれにしても、この障害者の場合、身体障害の場合には意外と理解が得られるんですよ。ただ、精神障害ということになると、やはりちょっといろいろな問題があるんじゃないのみたいな形になってしまっただけで、非常に今でも偏見が多い状況があるものですから、ぜひその辺については県の場合と同じように何度か御説明をすると、それでも理解が得られない場合は、その説明した実績を認めて、いいですよみたいな、そういうふうな考え方もしていかないと、なかなかこの精神障害者施設というのは理解が得られる場所だけではないので、その辺についてはしっかりと、条例制定後検討していただきたいと要望だけしておきます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第2号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第3号 水戸市指定障害福祉サービス事業等基準条例について質疑のある方、発言を願います。
袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。ここで初めて出てきたわけじゃないんですが、口腔衛生の確保にも取り組むようにと、県のほうでは条例がなかったんですけども、こういうふうな条文が出てきております。これは、努めることですから、当然努力義務だと思うんですが、今、口腔衛生をきちんとすることによって、いろいろな病気を引き起こさないということも言われ始めているので、最も重要なことだなというふうに思いますが、これは加算対象とか、そういうものは考えておられるのか、それともそこまでは今いっていないよという状況なのか、その辺についてちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

委員がおっしゃいましたとおり、口腔衛生は体全体に影響を及ぼすということが言われておりますので、努力義務とさせていただきますところでございます。現在、国のほうでも法定加算はございませんが、水戸市といたしましても、加算につきましては国の動向を見極めて検討してまいりたいと考えております。

○袴塚委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 すみません。ちょっと基本的なことを教えていただきたいんですけども、前段の議案第2号だった水戸市障害福祉サービス事業基準条例で、今回の議案第3号は指定が付くじゃないですか。恐らく定める内容が違うと思うんですけども、この違いについてちょっと教えてもらっていいですかね。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

議案第2号につきましては、障害福祉サービス事業のうち、7つの事業に関しまして最低基準を定めているものでございます。議案第3号につきましては、さらにそれに水戸市独自の基準を加えまして、水戸市が事業所に指定を出すことによりまして、初めてサービスの提供による報酬を得ることができるという形でございます。ですので、議案第2号につきましては最低基準が7つの事業に関して定められておりまして、議案第3号につきましては16の事業に対しまして、水戸市が事業を指定する際の基準として定めている形でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

そうすると、通常こういった施設をやっているところで何か所か水戸市内にはあると思うんですけども、これは基本的に第2号も第3号もそういった施設には該当するという認識でよろしいんですよね。ちなみに、これから水戸市に下りてきて、いろんな管理等は、これから水戸市の審査になると思うんですが、現時点でこの条例を引き継ぐに当たって、水戸市で所管するこういった施設というのはどのぐらい対象になるんですかね。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

居宅介護サービスから、生活介護ですとか就労継続支援A型、B型、入所等も含めまして、水戸市内に現在277の事業所が存在している状況でございます。中核市移行に伴いまして、新規の場面につきましては、これからこちらの議案第2号、議案第3号に基づき、新たに水戸市で制度を認めていくような形でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません。水戸市内277の施設がこれに該当するというので、水戸市が中核市になったら、改めてそういった施設をこの条例で指定していくということですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 現在指定を受けているものに関しましては、そのまま継続されます。新規のものに関しまして、4月以降は水戸市が指定をする形ということです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。

そしたら、これから新規のものに対してという御説明だったんですけども、今回、水戸市が中核市になるに当たって、既存のこの277施設に対して何かしら指導、監督を今回この条例でするものというのがあるんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 実地指導につきましては、問題のない施設に関しては3年に1回という規定がございます。ですので、現在、県で認められているその277施設、事業はそれぞれ違いますけれども、それは実地指導を水戸市が行っていく形になってまいります。

〔「3年に一度ですか」と呼ぶ者あり〕

○平澤障害福祉課長 3年に一度。

〔「3年に一度、これから水戸市が指導していくと」と呼ぶ者あり〕

○平澤障害福祉課長 はい。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第3号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第4号 水戸市障害者支援施設基準条例について質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第4号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第5号 水戸市指定障害者支援施設等基準条例について質疑のある方、発言を願います。

木本委員。

○木本委員 すみません。もう1回教えてもらいたいんですけど、これもやっぱり先ほどと一緒に、指定がついている、ついていないということで、先ほども該当している施設は基本的に一緒だという話だったじゃないですか。この2号、3号、4号、5号が基本一緒ですか、そこをちょっと御説明いただければ。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

2号、3号が関連しております。それと、4号、5号が関連している条例でございます。やはり4号が施設入所支援の最低基準でございまして、議案第5号につきましては、水戸市が指定して、事業を行っていたく際の指定基準となっているものでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これ例えば、5号の指定障害者支援施設等の相談があった場合というのは、その施設というのは2号、3号も基本的には対象施設になるという認識でよろしいんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

2号、3号の条例につきましては、3号の条例の資料の別表1に記載してありますとおり、障害福祉サービスの事業等としての事業は1から16までの事業ということでございまして、4号、5号の条例に関しましては、あくまでも障害者支援施設のみに関する最低基準ということになります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、ちょっと後で詳しく教えてもらいたいんですけど、この3号に指定する16の対象となるもの以外が、この4号、5号の施設という認識でよろしいんですか。まあ、あんまりちょっとよく分からないから、後でちょっと。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第5号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第6号 水戸市地域活動支援センター基準条例について質疑のある方、発言を願います。

木本委員。

○木本委員 すみません。まず、この6号の水戸市地域活動支援センターがどういったものかというのを御説明いただきたいと思います。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 地域活動支援センターにつきましては、主に精神障害者の方を対象にいたしまして、その地域活動支援センターに通所することにより、相談を受け、日常生活に関する援助等を行いながら、精神障害者の方の自立生活をサポートしていく事業を主に行っている施設でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これはあれですか、課長、具体的には緑岡高校の入り口にありますが、あの施設のことですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○木本委員 水戸市内で、何か所ぐらいあるんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

笠原にあります、ひだまりという施設は地域活動支援センターになっております。ひだまり含めて全部で3か所ございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これちなみにですけど、先ほどもそうなんですけど、これから新しく水戸市が中核市として所管するのに、引継ぎ等、例えば既に御相談があるところとか、そういった案件も今、抱えていらっしゃるんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 今現在、新規の御相談はない状況でございます。業務を委託して事業を運営いただく内容になりますので、今現在3か所で動いている状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、地域活動支援センターが3か所ということだけで、この条例の範囲の中にグループホームは入らないんですか、入らないのね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これって委託は——ひだまりは民間だよ。そのほかに2か所ある。これは社協ですか、それとも民間ですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

[発言する者あり]

○平澤障害福祉課長 民間の社会福祉法人でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 笠原のところでもですね、課長も行って、仕事して、お祭りとか行って、地域にすごく溶け込んでいる印象はあるんですけども、開設当初は地域でいろいろ合意形成とかに少し御苦労されたんじゃないかと思うんですけども、こういう施設の需要と供給のバランスって、どういうふうに考えればいいのかと思うんですね。これは3か所で、いわゆるニーズとして足りているものなのか、それとも今後やはりある程度広げていかないと、そういったニーズに対応できないのかというのをちょっと教えてもらえますか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの木本委員の御質問にお答えいたします。

地域活動支援センターは、3か所でございます。相談等を受けている施設でございますけれども、先ほど御説明いたしました議案第3号のほうの指定障害福祉サービス事業所の中でですね、生活介護の部分ですとか就労継続支援B型の事業所などもございます。そちらで精神障害を持たれている市民の方に対しても受け入れる状況が広がっている状況がございますので、そちらのサービスでも対応していくような形でございます。より専門的な部分は地域活動支援センターで御相談を受けていくというような役割分担でございますので、現状で地域活動支援センターにつきましては、需要を満たしている状況であると考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今ちょっと思い出したんですけど、これって全てが公設民営ですか。ひだまりはそうですね。

[発言する者あり]

○袴塚委員 うん、これもそうですね。あと1か所も公設民営ですか。公設民営にする場合に、特に心配だったのは——この障害者のグループってね、なかなか迎合しないというか、バリアがあってなかなか難しいんですよ。特定のそのグループだけが公設民営の施設を使うということになると、そこにちょっと問題があるんじゃないのというようなことで、恐らく今、木本委員が御質問されている地域のときには、特にそうだったんですが、何年に一度か見直し、もしくは何か考えますよということであったんですけども、ここももう10年以上になるけども、一度もそういう見直しというのはされなかったと思うんです。この評価が問題だと思うんですね。そういう方たちのグループからすれば、すばらしい施設ですよということになるんですけども、なかなかそういう公設民営のところを使ってやりたいというグループは、まだまだたくさんおありになる。そういう方たちの整合性というのをどのようにお考えになるかということについては、これは条例制定ですから、そこまでは今日はいいいですけども、そういうことも含めてね、この条例をお考えいただかないと、やっぱり障害者のグループの皆さん方からすればね、あそこだけ何なのという部分が非常に強いので、ぜひそういったところも頭に入れながら、この条例の運用についてはしっかりとやっていただきたいと思えます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第6号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第7号 水戸市福祉ホーム基準条例について質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。今現在、水戸市にはどのくらいの数があるのでしょうか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

今現在、市内に福祉ホームは、1件も存在していない状況です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。じゃ、ないけれども、これからつくられる場合のということですよ。はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第7号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第8号 水戸市指定通所支援事業等基準条例について質疑のある方、発言を願います。

よろしいですか。

後藤委員。

○後藤委員 この指定通所支援事業所というのは、水戸市内には、例えばどのようながありますか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

指定通所支援につきましては、お子様のサービスを行っていく事業でございます。児童発達支援につきましては、現在13か所でございます。放課後等デイサービスにつきましては41か所となっております。それ以外につきましては、今現在、水戸市内において開設している事業所はない状況でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 この議案第8号と最初のほうの水戸市指定障害福祉サービスというのは絡んでいますか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定通所支援サービスにつきましては、児童福祉法の対象となります。議案第3号につきましては障害者総合支援法で規定されたサービスとなりますので、また別の形になります。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 今回のこの中核市に伴う移行に関しての条例ということで、事務業務が今まで県がやっていたものが水戸市に移行するという事なんですけれども、実際事務が水戸市に移行することで、水戸市で暮らしている人たちに特によくするものというのが何か具体的にあったら教えていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

指定基準につきましては、人員の基準ですとか、設備の基準、それと運営に関する基準というように、主に3本の柱をベースに指定基準を定めているところがございますので、より利用者に配慮した条例、それと事業者にもサービスを提供する上で、よりサービスしやすくなるような形として独自基準を定めまして、条例を制定させていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第8号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第9号 水戸市軽費老人ホーム基準条例について質疑のある方、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。この軽費老人ホームについては、水戸に現在あるんでしょうか、ないんでしょうか。

○鈴木委員長 野口高齢福祉課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現段階では、水戸市内に5か所設置してございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 特に今回、県の条例の中で付け加えているのは、やむを得ず定数超過となる場合、速やかに市長へ報告することとしますと。県の条例でも軽費老人ホームは入所定数及び抛出の定数を超え、入所させてはならない。ただし、今、災害その他やむを得ない事情がある場合には、この限りではないという、この条例を見渡すと、違いは、災害のときには当然水戸市もこれオーケーなんですよ、これ加えてだから。この特に市長が認める場合というのは、どういう場合を想定されているのか分かりますか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 特に市長が認める場合というのは、現時点でこういうパターンというところは正直、決めているところではないのですが、災害のほかには何かあれば、そのときに検討しつつ認めるという形になるかと思えます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 一番問題なのは、この特に市長が認めるときという条文が入ると、公平性が保てない。特に、何か強く言われると、うーん、じゃ、いいかな、これで引っかけて何とかしちゃうとか、あまり意見が弱いと、それは認められませんと、こういうふうなことがこれまで幾つか、多々あるんですよ。この市長が認める場合という、この読み方を、ある程度一定の定義を付けていかないと、これは老人ホームの問題ですから、これから特にあと10年、20年はやっぱり軽費老人ホームに入りたいと、所得が少ないということになれば、当然そういうところにも入りたい。こういう方が、押すな、押すなにはならないかもわからないけれども、かなり多くなるのではないかと。そういうことの中で、しっかりとある程度の基準をお考えいただいて、こういう場合はいいけれども、こういう場合は駄目だよみたいな、そういうものが明確になっていると、職員の方もやりやすいのかなというふうに思いますので、その辺についてはよろしくお願ひしたいと思えます。

○鈴木委員長 意見でよろしいですか。

○袴塚委員 いいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第9号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第10号 水戸市養護老人ホーム基準条例について質疑のある方、発言願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 これも4番、7番、エレベーターの設置なんだけど、2階以上はエレベーターがあるのが原則だよということだよ。こどもやっぱり市長が認めるときというのがあるんだよ。市長が利用者の移動に支障がないと認める場合、養護老人ホームだから、自分で歩ける人ばかりではないんだけど、これは何らかのスロープか何かがついていればいいの。現実の問題として、車椅子でも2階までのスロープというのと、物すごく長距離にならないと上がれない、実際にはね。その条文を付け加えたということは、やっぱり柔軟性を増すということが目的なんだろうけれども、これについてもどういう場合を想定しているのかなって疑問に思ってしまう文言だというふうに思うんですね。これについては、何でそこがそれでよくて、何でこっちが駄目なのみたいな、実は同じじゃないのみたいなのが絶対できるんですよ。ですから、その辺についてももしかかやっていただければと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第10号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第11号 水戸市特別養護老人ホーム基準条例について質疑のある方、発言を願います。

木本委員。

○木本委員 まず、養護老人ホームと特別養護老人ホームの違いからちょっと教えていただければと思っております。あと、水戸市内に対象となる施設はどのぐらいあるのか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

養護老人ホームにつきましては、身体上もしくは精神上及び環境上または経済的な理由で困窮し、在宅で生活ができない高齢者が措置により入所し、日常生活を営むことができるようにする施設となっております。ある程度体のお元気な高齢者がお入りになる施設です。こちらは水戸市内に2か所ございます。

特別養護老人ホームにつきましては、常時介護を必要といたしまして、おおむね要介護3以上の方になります。在宅での生活が困難な高齢者に対して、入浴、排せつ、食事など、生活全般の介護を提供する施設ということになってございまして、現時点で水戸市内に24か所ございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ありがとうございます。

養護老人ホームと特別養護老人ホーム、いわゆる程度の違いで分けているということで、水戸市内にある施設の数を見れば、正直養護老人ホームはそこまで、ニーズとしてはないのかなと。ただ、特別養護老人ホームは水戸市に限らず、よくニュースとかでも、いわゆる待機者の問題とかを聞くんですけども、これは水戸市もやはり同じような現状を抱えているものとして認識していいんですね。

先ほども言いましたけれども、県からも既に引継ぎとして、ある程度の案件を抱えているのか、需要と供給のバランスが水戸市としてどうなかのかをちょっと御説明お願いします。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市の待機者のほうは、最新の数字でいいますと、平成31年4月1日なのでもう大分前なんですけれども、その時点では400人程度の待機者がいます。今年度100床、来年度100床ということで、設置が決定している状況でございます。ただ、今年度、1月に介護保険課のほうで入所に関しましての調査を全施設にかけたところ、昨年1年間で300人弱の空きが出ましたということでお声かけをしましたが、辞退をされたというようなことがございまして、待機者の中には、取りあえずお申込みをしたという方も多いのかなという認識しております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 御説明ありがとうございます。

そうすると、そもそも400人一応想定して、去年その中で約300人が御辞退されたという認識でいいんですよね。それはどういう理由でなんですかね。いわゆる需要と供給のギャップが、場合によっては供給過剰になるということですよ、その認識でいくと。そこはどういうふうな原因が考えられるんですかね。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 辞退なさった方の理由の半分ぐらいは、今、現実にほかの施設に入っていらっしゃるのでということが多いんですけども、お申込みで待っていらっしゃる方の中には、ユニット型のちょっと高額な特養のほうにお入りになっていまして、従来型が空くの、もしくは従来型が出来上がるのを待っているというなお話もうかがっております。今年度、来年度、200床できますけれども、それは全て従来型という形になっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 いわゆるニーズはあるんですけども、向こうさんが希望する、いわゆる金額等もあるでしょうから、そことどう合わせていくかという問題だというふうに認識したんですけども、そうすると、今年と来年で100床ずつやると、ある程度解消に――一概には言えないか。供給過剰になる可能性もなきにしもあらずという、ここら辺はどういうふうな整備をしていくんですかね。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 御質問にお答えいたします。

過剰といいますが、それほど特につくり過ぎてしまうということではなく、ある意味、これから申し込む方も増えるかと思しますので、ある程度、今年度と来年度で数をカバーできる、うまく調整できる程度なのかなという認識でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。

恐らくおっしゃるとおり、ニーズは多分これからもあるでしょうけど、その中の多様化するニーズにどう応えていくかというところが、多分これからいろいろ問題になってくるかと思えます。取りあえず今年、水戸市に移行されてから100床、そして、来年100床つくって、それで一旦様子を見るという形ですか。計画上はそこまで考えているということですね。その先は分からないということですね。分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、400人待機がいるということなんだけど、現実には3か所、4か所登録というのが結構見受けられて、実際には個室対応のところ、いわゆるユニットケアを国が推奨してきたわけですよ。ずっとユニットじゃなくちゃ認可しないよって。水戸市もそういう意見でやってきたわけですよ。その結果、その十四、五万円かかるユニットケアから、今度は国民年金でも入れる多床型に移行するというようなことを考えたときに、ユニットケアに入れる人の数というのは、もう限られちゃっているわけですよ。現実の問題として、ユニットケアをやっているところについては、もう入所待機者がいるんだけど、もう声をかけても入らないと、こういう現状が非常に続いている。こういう状況が現場ではあると思うんですよ。

したがって、その施設整備の計画等についても、待機者がいるから増やすんだという考え方なのか、本当に待機者が何を求めて、何人ぐらい本当にいるのか、こういうところをやっぱり、うちは何人待機していますよ、うちは何人待機していますよというのを足せば300、400にはなっちゃうんだよ。だけど、現実には、もうそれが4か所も5か所も安全パイで登録をしている。こういう現実が非常に多いんで、やっぱりその辺については水戸市が今度、条例を制定しておやりになる事業ですから、しっかりと把握していただいて、施設整備計画をしていただきたいと。多床型のほうが、これからやっぱりどんどん人気ありますよ。恐らくユニットケアから多床型に切り替わっているところが相当できるのではないかとこのように思うんですが、その辺の柔軟性もある程度お考えになっていかないと、いわゆる箱の余りということが顕著に現れる、このように思っていますんで、しっかりと条例制定とともに運営の方針をしっかりと立てていただいて、数の把握に努めていただくと、こういうことに努力していただきたいというふうに思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第11号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第12号 水戸市指定居宅サービス事業等基準条例について質疑のある方、発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第12号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第13号 水戸市指定介護予防サービス事業等基準条例について質疑のある方、発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第13号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第14号 水戸市指定介護老人福祉施設基準条例について質疑のある方、発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第14号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第15号 水戸市介護老人保健施設基準条例について質疑のある方、発言をお願いします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第15号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第16号 水戸市介護医療院基準条例について質疑のある方、発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 すみません。これも簡単な質問ですけど、水戸市介護医療院というのは市内に幾つぐらい、どんなところがあるんでしょうか。

○鈴木委員長 荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

今のところ、水戸市には介護医療院は存在してございません。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第16号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第17号 水戸市児童福祉施設基準条例について質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。1点だけお聞きしたいんですけども、関係資料の2ページの最初の法定基準のところ、茨城県と同じということなんですけれども、省令が「向上させなければならない」というのを「させるよう努めなければならない」というのは、これは少し緩くしているというふうに見ればいいんでしょうか。そうだとすると、なぜなのかをちょっと教えてください。

○鈴木委員長 柴崎福祉事務所参事兼子ども課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

参酌すべき基準として省令が「向上させなければならない」としておりますところ、本市の基準省令案では県と同様に「努めなければならない」というふうに緩和したような表記になってございますが、こちらについては本条例で規定いたします3施設のうち、特に保育所につきまして、これまで県が運用しておりましたものと同等の取決めにすべきであろうという判断から、そのように県に合わせているものでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。そうすると、現在ある施設では、例えばどんなどころなんんでしょうか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 本条例で規定してございます施設の種類といたしましては、助産施設と母子生活支援施設、それから、保育所の3種類になりますが、例えば保育所につきましては、これまでも認可保育所として本市内に数多くある施設の設備運営の基準と同等に今後の設置に対して位置づける必要があるというふうな考えになっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。分かりました。

そうすると、今現在ある施設で最低基準を超えてないところはないんですよね。さらに、向上させなければならないというのを、現状で一応大丈夫だから、努めなければならないで大丈夫ということで理解すればいいんでしょうか。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この1番の読み方なんだけども、きつとね、これ県は向上させなければ駄目だと言っているん

だよ。で、水戸市の場合は、改めて基準をつくったんだけど、向上させるように努めればいいと思えばいいんだよ。片方はやらなきゃ駄目だよ、やろうと思ったんだけどというのもいいよというのが水戸市のこの改定版だと思うんだけど、そうじゃないの、これ。だって、させるようでしょう。させるように努めればいい。だから、やろうと思ったんだけど、ちょっとまずいかなみたいな形でやんなくてもいいよということだよ。これを読み替えれば。で、県と同じだという説明があったんだけど、これでいくと、ちょっと劣っちゃってもいいよということのように思うんだけど、これ違うの。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

説明が不十分で申し訳ございません。基準省令につきましては、国のほうが定めてございます参酌すべき基準として表記したものが「向上させなければならない」であるところ、茨城県におきましては「努めなければならない」というふうに規定してございます。本市におきましては、その茨城県内の保育、特に保育施設について、同等の扱いで運用すべきという判断で、県と同等の、国よりも一旦緩和したような「努めなければならない」というような表記にしてございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、国よりはちょっと柔らかくして、その事業所、保育所等の設備については緩和していくよというのが、県がやっていたんで、それをそっくり受け止めるよと、こういうことの解釈でいいんだね。はい。

もう一つ聞きたいのは、この一番最初の施行日の下に、米印が3つあるんだけど、母子生活支援施設とはと書いてあるんだけど、これ今は普通ね、母子父子だよ、母子父子。要するに、その一人の男の人でも男女平等という、共同という流れの中で、表現が変わってきていると思うんですよ、最近。母子父子というのが原則だと思うんですけど、父子が入らなかった理由は何かあるんですか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問でございます。

本施設の基準条例につきましては、特に父子及び寡婦という別途ございます法律とは別に、母子に限定した母子生活支援施設に関するものが規定されてございます。実態として県内にも県立が1か所、民間が2か所、県内でトータル3施設のみあるような現状でございまして、父子に関する施設に関しては、少なくとも今、県には設置がないというような現状でございます。法律の規定も、これに関しましては母子に限定しているというようなところで、御理解いただきたいと思います。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 独り親になって困っているのは女性だけではないわけですよ。私が言いたいのは、国の基準はどうあろうとも、水戸市がね、こういう基準を定めるとすれば、せめてやはり水戸市は宣言しているわけですから、男女同じく等しいよと、こういうことを宣言している都市なんで、この辺については、そういった配慮も必要であったんではないかなと。これ今まで水戸にはないやつだって条例つくっているじゃない。今のその介護医療院だってそうだよ。医療院だって水戸にはないんだよ。だったら、こんなもんやらなきゃいい、今の説明だったら。だから、水戸にあらうがなからうが、水戸が男女共同参画都市宣言をしてい

るんだから、そういう配慮も必要だったのではないかなというふうに思っているんです。これについては、どう思っているの、これ。首長さんか、どなたか見解ないの。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 度々恐れ入ります。今回の基準条例に関しましては、児童福祉法が根拠にございまして、そこで規定すべき施設として、母子生活支援施設というようなことで限定的に書かれてございます。児童福祉法に規定する施設は数多くございますが、中核市が事務処理を行うこととされているものとして、今回、助産施設と母子生活支援施設と保育所、3つを基準条例として定めるべきものとして規定がございます。そういう意味で、父子生活支援施設という定義が現行法においてはございませんことから、父子、あるいは寡婦に対する支援等に関しては、別途、福祉サービスの向上という視点で取り組んでまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

田口委員。

○田口委員 3ページのほうで、保育園の開園時間、省令では8時間、また、この保育所の長が別に状況を定めるとありますが、本市でも、この条例においては、これまでもこの時間でやっていたかもしれませんが、11時間を原則という、その理由を。

○鈴木委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

11時間の根拠でございますが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度に基づきまして、これまで保育所は8時間を基準として保育をしておりました。保育を受ける認定時間が、保育短時間が8時間、保育標準時間が11時間ということになったため、保育標準時間の認定に対応するため、開園時間を11時間ということにしました。市内全部の保育所が今11時間以上開園しておりますし、実際8時間フルタイムの保護者さんが8時間ではお迎えに来られないというのがありますので、水戸市としては11時間ということで規定いたしました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第17号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第18号 水戸市婦人保護施設基準条例について質疑のある方、発言を願います。

後藤委員。

○後藤委員 これは、実際この18号の条例にうたわれている施設は、今は水戸にはございますか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの質問にお答えいたします。

現在、県立の施設が水戸市内に1か所ございます。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 すみません。茨城県に1つあるということで、それは茨城県の中の水戸市にあって、水戸市が引き継ぐ施設ということですか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

これまで設置してございます県立の施設に関しましては、本条例は適用されないという定めがございまして、運営等に関しましては、これまでどおり県のほうで行われる形になります。もし、水戸市内に県立ではない民間の同様施設が設置されるとなったときに、この条例の根拠に施設設備、運営等に関して規定して設置していただくというような仕組みになっております。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 分かりました。

今回この中核市移行に伴い条例が規定されたということで、私、初めて、この婦人保護施設基準条例を拝見したんですけれども、これって実際に今、必要とされている人はいますか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

婦人保護施設に関しましては、シェルターと言われる緊急一時保護の機能とは別の中長期滞在の施設を指しておりますが、県内では利用実績はないとうかがっております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 あのさ、今の話だと、県が直接今まで運営してきたものは、今回の条例には関係ないという話だね。ということは、今まで説明してきたものの中で県が設置して水戸市内にあるものについては、全てそういう考え方ですか。これちょっと柴崎課長に聞くのも酷な話なんだけど、要するに、たまたまこの施設だけが県だけでも、中核市に伴っても水戸市には落ちてこないよというだけの話で、ほかの県がやっている施設が何かあるとすれば、それはやっぱりこれまでどおり県が管轄していくという考え方なんですか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

全ての基準条例については掌握しておりませんが、申し訳ございませんが、婦人保護施設と、さきに御説明さしあげました児童福祉施設に関しましては、いずれも地方自治法施行令等の規定によりまして、都道府県が設置する施設については除く旨の規定がされております。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これ例えば、県の施設が水戸市内にあるという話なんですけれども、先ほどもお話ししてはいますけど、ある程度やっぱりそういった施設というのは、残念なことに利用する方が結構いるという認識なのか。なぜかと言いますと、結局これを条例化するということが、県以外、いわゆる民間、もしくは設置する判断を水戸市がこれからするという事なんですけれども、そもそもそういった需要といたらあれなんですけれども、どういうふう考えているのかちょっと教えてもらいたいですけれども。とにかく、県の施設がかなりいっぱいだったとしたら、水戸市もしくはそういったNPOか何かが、受皿として、また造っていかなくちゃいけないのかなと思うんですけれども、そこら辺についてはどういうふうにお考えですか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

施設の設置、運営に係る基準条例に関しましては、あくまでもその施設の面積とか設備等、あるいは人員等を備えてどのように運営するかというところを基準条例で定めるものでございまして、実際にそのサービスを必要とする方の入所措置等の部分に関しましては、別に中核市として、あるいは水戸市としてもこれまで同様に措置に向けて必要なサービスを提供するというようなことには変わらないかと思えます。ですので、婦人保護施設に関しましては、先ほども申し上げたとおり、入所という意味においては実績がないというところがございますが、それに関連しまして緊急的に帰るところがない、DVを受けて逃げてきた女子がいたといったときにはシェルターというところにつなぎながら、次の安全、安心して過ごせる場所につなぐというようなサービスを提供していることであり、これからも変わらないところでございます。

○木本委員 すみません。これって、施設はあるんだけど、実は使われていないということですか、さっき言った御説明だと。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 県立の施設に関しましては、婦人保護施設と、あと一時保護所と兼ねた形での建物が整備してございまして、こちら一時的な保護施設として機能してございますが、そこから婦人保護施設に長期で入所するというようなケースは事例がないというところと、あと、実際には全国的にも39の都道府県にあるというような施設の数でございますので、実態としては違う入所先、居住先に御案内するというような形で運用していると思えます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。そちらと併せての施設だから、一時保護としてもかなり——かなりといったらあれですけども、ニーズはあるんだけども、こちらの条例としての入所者はいないということで、いずれにしても、そのおっしゃるとおりシェルターとかございますので、その他のいろいろなサービスで対応していくということで、もう条例自体が古いということですよ、ある意味。時代のニーズとこの条例が既にもう合致していないということですね、それがないということは。まあ、分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第18号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第19号 水戸市認定こども園の認定要件を定める条例について質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。1点だけお聞きします。

2ページの別表のほうの項目3番目、施設の設置費のところなんですけれども、ちょっとこの間の説明でよく理解できなかったの、もう一回説明いただきたいんですけども、国の基準と水戸市が定める基準の違いというのはどういうことになるのでしょうか。この文面ではなくて、国の場合は保育室と乳児室が別と考えているということなのかな、これが水戸市では一緒になっているから、こうなのかなとかちょっと考えてよく分からなかったの、分かりやすく説明してください。

○鈴木委員長 鈴木幼児教育課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

基準といたしまして、2歳未満児でございますけれども、実際はゼロ歳はほとんど動かない、寝たままですのので1.65ですね。匍匐、はいはいする赤ちゃんですと、それなりに移動する範囲が広いので1人3.3ということになっています。きっちり匍匐をしない子どもと匍匐をする子どもを分けるとすると、1.65と3.3でいいんですけども、大体保育所にゼロ歳で入りまして、1歳に上がりまして、すぐ匍匐をするような形になりますので、実際は必ず分けなければならないとか一緒にしなくちゃならないということはないんですけども、一緒にゼロ歳と1歳を見ている保育所が多うございます。その場合は基準をある程度広めを取っていただきまして、匍匐する、しないに関わらず、2歳未満のお子さんの1人当たりの面積を3.3ということで広く基準で定めているものでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、現況で今、乳児室と匍匐室が1つになっている、分かれてはいないところが多いということですかね。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 現況といたしましては同じ部屋の中で、例えば匍匐するところは畳を敷いておくとか、そんな形で1つのエリアの中でやっているところが多いと思います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、匍匐しない子と匍匐する子の数というのは、流動的になるわけですよ。その基準としてはどういうふうにするのでしょうか、この基準の面積。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

基準といたしましては、2歳未満児を全部1人当たり3.3ということですから、多めに考えております。ですから、匍匐をしないゼロ歳がいても3.3というような形で見ています。

○土田委員 ああ、そういうこと。分かりました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにごございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第19号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第20号 水戸市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例について質疑のある方、発言を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第20号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第21号 水戸市生活保護法に基づく保護施設等基準条例について質疑のある方、発言を願います。

ます。

土田委員。

○土田委員 すみません。ちょっと基本的なところで教えてもらいたいですけれども、最初の1ページに、各施設、救護施設、更生施設、授産施設と説明がありますけれども、それぞれ水戸市内にはどのくらいあって、どのくらいの方が利用されているのかをちょっと教えてください。

○鈴木委員長 櫻井生活福祉課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市内には救護施設が1か所ございまして、定員80名で現在満床となっております。それ以外の施設につきましては、水戸市内にはございません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうすると、1か所ある救護施設については満床ということで、そうすると、これはどうなんですか。需要の関係でいうと、足りない状況なのかどうか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

市内には1か所でございますけれども、県内には水戸市内の1か所を含めて全部で4か所ございます。他県なんかを見ますと、県の中で1か所しかないような県もございますので、そういった面では茨城県においては数が多い状況でございます。あとは、入所する方の中にも、例えば他法による障害の施設へ移行したりとか、そういった部分でも調整が可能だと考えておりますので、現在、満床ではございますけれども、結構やりくりはできているのかなという印象を持っております。

○鈴木委員長 ほかに。

木本委員。

○木本委員 すみません。水戸市内に、この救護施設1か所ということで満床ということだけれど、対象が身体ないし精神上云々と書いてあるんですけど、これは運営は公営ですか、民間ですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 社会福祉法人でやっております。

○木本委員 水戸市の社会福祉法人。

○櫻井生活福祉課長 民間です。

○木本委員 そうですか、分かりました。県内に4か所あるから、ある程度、需要は足りているということですか、そうですか。わかりました。いいや、いいです。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

後藤委員。

○後藤委員 またまた論点がちょっとずれてしまって申し訳ないんですけども、水戸市内には救護施設が1つで満床で、そのほかの更生施設とか授産施設とかはないということなので、そうすると、例えば医療保護施設だったら、施設を造らないでも入院している人が入院してしまうので必要がないとか、そういう理由で実際には利用する人がいないからないということによろしいですか。

○鈴木委員長 よろしいですか。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません。あんまりこの施設について聞かないんですけど、ちなみにどちらにあるんですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 今現在、東原の水高スクエアの中にございます。

[「北水会がやっているところだ」と呼ぶ者あり]

○櫻井生活福祉課長 はい。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第21号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第22号 水戸市無料低額宿泊所基準条例について質疑のある方、発言を願います。

田口委員。

○田口委員 この条例につきましては、2ページ以降に基準の内容ということで示されていて、ちょっとここで気になった表現があります。この1番の不適切な事業所の排除というところで、この水戸市暴力団排除条例に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者というのが、ほかの条例とは別に加えられておりますね。これ表現のとおりだと、ちょっと目安が違うのかなという気がするんですけど、なぜこのような表記になっているのか、また、この表現が前例に倣い、たまたまこのように表現したのか、ちょっとお聞かせ願います。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市の条例におきましては、暴力団員でなくなった日から5年を経過した者というものも含まれておりますので、基本的にはほかの施設も同じような取扱いになるかと考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 なくなった日から5年を経過すると書いてあるのは、暴力団でなくなった日から5年を経過しなければ駄目だということだよ。ほかの条例では、指定する暴力団員でないこととします。ここでは5年間という期間が設けられているというのはなぜなのかなと、ここの条例だけなんです、これが入っているのがね、特別に理由はないのかな。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

無料低額宿泊所につきましては、同じ2ページの(3)の職員等の資格要件等にございますように、基準省令の中で、こちらにも実際に施設で働く職員に係る部分ですが、5年を経過しない者は駄目だという規定がしてございますので、事業者についても同じような取扱いで水戸市として条例を制定するものでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この文言だけが、こういう表現だったので、ちょっと気になったのでお聞きしました。

現在、無料低額宿泊所というのは、どのくらいというか、数的なものは現状、何か把握していることはあるんですか。これから設置というか、この事業を開始するに当たっての条例ということで、現在この宿泊所等に関してはあるのかないのか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市内には現在1か所、無料低額宿泊所がございます。既存の施設につきましても、新規の施設につきましても、この条例を適用していくものでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 じゃ、1か所ということは、あけぼの園1か所ということですよね。

そうしますと、今現在、これは決算委員会のために、あけぼの園の入所者数の推移を出していただいているんですけれども、現在、入所者数が年々増えている感じを受けているんですけれども、その現在の入所者数というのはどのくらいなのでしょう。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在33名が入所している状況でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 33人、分かりました。

それで、これからあけぼの園も水戸市の条例でやっていくということになると思うんですけれども、今現在、今までは県のほうでやっていて、例えば7番目の居室の床面積7.43平方メートル以上とすることになっていますけれども、現状これが満たされているのかどうかというところと——それに満たされていないとお聞きしていますけれども、それに対して今まで県が指導していたものを水戸市がやっつかないことかというのを少し御説明をお願いします。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

あけぼの園につきましては、条例で定める居室の床面積7.43平方メートルを満たしていない状況でございます。このため、4月以降、施設に対して改善を求めていくことにはなりますが、ここの部分につきましては、省令のほうで経過措置が設けられていて、今のところ、その期間が定められていないので、3.3平米以上というものが保たれていれば、ここの部分は経過措置でそのまま引き続きやっつけられるという状況でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

3.3という基準の半分以下ということになっているので、難しいところだとは思いますが、市が管轄しなければならないということで、鋭意頑張ってくださいと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません。あけぼの園って、そもそも今、満床なんですか、まだ余裕があるんですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 定員は今44となっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 すみません。そうすると、定員には余裕があるんだけど、基準上は満たしていないということですね。水戸市から、こういった対象となる方々、生活困窮者をあつせんするということはあるんですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

生活保護の相談にいらっしゃった方で住む場所がないとか、そういった方については無料低額宿泊所の御案内であったりとか、あとは不動産屋さんのほうに行っていていただいて、そちらで物件を探してきていただくような、そういった形で促してございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 もちろん困っている方がいるんだっただけでしょうがないという部分もあると思うんですけど、ただ、そもそも基準を満たしてなくて、改善命令を出す施設に対して、水戸市がどこまであつせんしていくのかというのは、ちょっと少しくエスチョンがありますので、逆に、そうすればするほど、ある意味、相手を認めることになりますよね。だから、そこはかなり前から恐らくいろいろある問題だと思いますので、しっかり水戸市のほうでコントロールできるように、やっぱり相手側としっかりお話いただければと思います。以上です。

○鈴木委員長 ほかに。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。暴力団の確認というのは、どんなふうになっているの。暴力団員というのは、一般の人が見ると、普通の人じゃないですよ。のぞいていると、どなられるし。だから、水戸市が暴力団じゃないよという基準は、何をもちって暴力団じゃないというふうな判断をしているの。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

改めて届出をしていただくようになるんですけども、この際に宣誓書を記載していただくということで運用上は考えております。あとは、捜査機関と連携して、身元が分かるような手法も考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この暴力団というのは、まず、指定暴力団と一般の暴力団あるよね。この辺にもちょっと小さい、いろんな何とか会系とかいう、指定暴力団の傘下に入っていれば指定暴力団と同じように見られるんだけど、そうじゃない暴力団というのがあるじゃないですか。こういうものについては把握はできるんですか。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井生活福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

警察のほうからどのくらいの情報を提供していただけるのかというのが、ちょっと現状で明確に分らな

いんですけれども、その中でできる範囲で把握に努めてまいりたいと考えています。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 該当施設はね、2009年にも水戸市から何十人分かの生活保護費11万円を現金で受け取って、県の査察が入ったりね、いろんな問題がある施設ですよ。中には、おうちのいない人を呼んできて、生保の申請をして、そういうところも手法の1つにはあって、非常に今、暴力団の資金源になりやすい。ある地域では、ATMが1日中乗っ取られちゃう地域もあるんだよ。ポストンバッグを抱えたお兄ちゃんが通帳とカードを持ってきて、どっと下りたのをポストンバッグに詰めて、それでお帰りになる。いわゆる資金源になっている。こういうこともあるわけですよ。

暴力団かどうかの判断については、まず、組事務所に暴力団絶縁を知らせる手続をして、絶縁が済んでいきますよということももらって警察に届ける。警察がそれを調査して、認知して、初めてこの人は暴力団から抜けたと、こういう手続が必要なわけね。でも、抜けているんだけど、心はつながっている。いずれにしても、それから5年たたないと駄目だよということなんだけども、これやっぱり非常に怖くて出られない、現状はね。どこかアパートを借りて自分で生活したいんだけど、ちょっと怖くて出られないと。こういうふうな方がやっぱり現実にはおいでになるんですよ。もう言うこと聞かないと怖いから入ったんだけど、もう自由が利かないんで逃げた。改善命令では11万円のうち8万円を取って3万円は本人に返すよと、こういうようなことでその後認められたと。こういう経緯があるんだけど、現実の問題として、当人に行くのは5,000円ぐらいらしいよ。飯だって、たくあんが出た、みそ汁が出たぐらいで終わっちゃうと。

いずれにしても、そういうふうな状況の中に水戸市があっせんをするという、例えば、場所がどこもないから、しょうがなくてあっせんしているのかもわからないけども、この辺についてはやっぱり十分、今、木本委員さんがおっしゃったように、相手を認めていることですよ。例えばですよ、特別養護老人ホームとか障害者入所施設で基準に満たなかったらどうなりますか。取消しだよ。暴力団だから認められて、一般の柔らかい人は取消しになっちゃう。それが水戸市の認定の中で行われているよということすら、やっぱりそこは不公平だと。

だから、なかなか行政マンとして立ち向かうというのは非常に厳しいと思うんだよ。だけど、警察とか、そういうところと十分連携を取ってね、やっぱり駄目なものは駄目、いいものはいい。そしてね、胸ぐらの1つぐらいつかんでもらえれば、逆に言えば、もうすぐ向こうが捕まっちゃうんだから、そのぐらいの覚悟を決めて、この事業をやっていただきたい。答弁がどこかへ流れて行って脅かされちゃうとしょうがないから、答弁は要らないけども、現実の問題としては、そういうふうに出たいんだけど出られない人もいれば、基準に満たない、本当に6畳に仕切りがあって真ん中に電気がついているだけなんだから、照明だってなかなかない、窓のないところもある。こういうふうなところもあるんで、ある程度経過措置を設けてね、それ以後はやっぱり空いている部屋から改善していってもらおうと、このぐらいのことをきちんとやっていただかないと、弱者救済にはならない。金を出せば弱者救済ではないので、そういう生活面もきちんと対応してあげる。このことに弱者救済の意義があると思うので、ぜひ頑張ってください。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第22号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第23号 水戸市診療所における専属の薬剤師の配置に関する基準を定める条例について質問のある方、発言を願います。

田口委員。

○田口委員 中核市移行ということでの条例であると思うんですが、2ページに、病院または医師が常時3人以上勤務する診療所に専属の薬剤師を置くとするというふうに示されていますけど、薬剤師ってあらゆる方面で意外と引っ張りだこというか、そういう意味合いが感じられるんですけども、管理監督する中核市になったということで、現在の薬剤師の配置状況というのは十分足りているんでしょうか。

○鈴木委員長 小林保健所準備課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

現状といたしましては、これまで既に県がやっていたものということで、それを引き継ぐような形になるということになります。水戸市の対応といたしましては、診療所等の立入検査ですとか、そういったときに状況を把握しながら、必要があれば指摘するというような内容になっているというところで、御質問いただいた薬剤師の充足状況についてはちょっと把握はできていない状況です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第23号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第24号 水戸市食品衛生法に基づく公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例について質問のある方、発言願います。

ないようですので、議案第24号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第25号 水戸市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定める条例について質問のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第25号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 水戸市興行場の設置場所の基準等を定める条例について質問のある方、発言願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。これも簡単なことなんですけども、この基準に関わる施設というのは市内にどのくらいあるんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

水戸保健所の管轄で水戸市分として、12月31日現在で把握されているものとしては11か所というふうにお聞きしております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

木本委員。

○木本委員 すみません。これはこれから水戸市保健所が所管するというので、こういった施設というのは免許の更新ですとか、何かしら定期的に行政の指導を受ける、そういったものはあるんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

登録に関しましては、許可は保健所でやるようになりますので、当然届出はいただきまして、その後については、具体的に何年という計画はないんですけれども、その中核市ですとか県ごとで単位を決めて、この項目に合ったチェックや立入り等はやることになっております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、今度はそれを水戸市がやるということですよ。

水戸市はどのぐらいやっていくんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 具体的には、まだ興行場に関する監視の計画は、ちょっと立っておりませんので、来年度早々に計画を立てて、どういう形でやっていくかというのを、これからのことになります。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 そうすると、4月1日から中核市に移行するけれども、実際の業務が始まるのはまだまだ先というふうに捉えればいいんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回条例で定める部分というのは、この基準等に関して法律の中で条例に定める部分ということで決められた部分で、それ以外の法律に基づく届出とか、そういった業務については、この4月からやっていくということで、実際にその立入りに関してはどれぐらいの期間でやっていくかというのは、4月に入って体制が整ってから決めていくということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。ちょっとよく分からなかった。中核市としての業務が4月1日から水戸市として始まっていくのかと私は思っていたので、ちょっと今びっくりしちゃったんですけども、そうすると、登録の条件とか、そういうのだけは間に合ったけど、ほかはまだ間に合っていないと捉えればいいんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

原則的に、法律に基づいてやる業務というのがほとんどでございまして、ここで、条例で定めているというのは、あくまでも設置場所の基準ですとか構造の基準、衛生上の措置基準というところで、そういったものについて決めるということで、実際届出がございまして、それを審査して許認可を出す。そういったものは法律に基づいて4月からやるというところでございます。

この基準の条例に基づいて、実際その許認可が来たときも、この条例に照らし合わせて決めるというところ、その後の監視指導とか立入検査というのは、年次を何年ごとにやるとか、そういった部分はまだこれ

から決めるというところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 はい、分かりました。

ほとんど県から来たものをそのまま受け取るだけのものが多いと思うし、新たなことのためには条例が必要だというのも、今よく分かりましたけれども、4月1日から水戸市は中核市になるということで、もちろんこの条例、基準、設定、法律を守るのも大事ですけども、やっぱり認可をした後の運営をしっかりとチェックしていく体制というのが求められてくると思うので、実際の運用、執行、そういった細かいところも早急にスピードアップして、市がしっかりと業務を担えるようにしていただきたいと要望します。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 いや、民間の事業についてはね、これ1から10まで全部決まっていなくて認可にならないんだよ。だから、条例つくったらさ、運用をどうするのというのは、これセット販売だよ。条例はつくったけども、運用は今からやるんだよというのはさ、何か事業をやりたいというときに、これ全く認可の対象にもならない、入り口にもならないんだよ、一般的には。我々が何かを申請する場合にね、これもできなくちゃ駄目ですよ、これもできなくちゃ駄目ですよということで、いや、それは今から考えますなんていうのは認められないの、私たちが何か事業をやろうというときには。行政だから、認められるのか、基準条例どおりにやるんだよということで話が済んじゃうのかもわかんないけれども、ここまで間に合うか間に合わないというのを、いろんな論議をしている中で、やっぱりスタートするんだらばね、やっぱりきちんと中身まで決めてね、本来だったらスタートするというのが僕は筋だと思うんですよ。ですから、条例を決めました。その運用については今から考えますということではなくて、やっぱりね、——そうじゃないとすれば、今の説明は何だったの。ちょっともう一回説明して。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの説明が不十分で申し訳ございません。

基本的に許認可関係とかはもう全て国、県、今までの引継ぎ業務の中で行ってきておりますので、その辺については滞りなくできると思うんですが、実際に何年ごとに立入りをするとか、そういったところというのが、まだ県のほうの今までの実績とか、今までやってきた年数とかがはっきりしていないところもあります。その辺をちょっとすり合わせしながら何年ごとに見直しをしていくとか、そういったところをこれからやっていくということで、基本的な流れについては、もう準備はできているところであります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのさ、認可をするときに、何年かごとに更新がありますよとかね、何年かごとに検査をしますよというのは、これはセットじゃないの。だから、国の省令でこうなっていますとかということは今まで基軸にやってきたじゃん。国の省令に、例えば3年に一遍、更新しますよとかね、そういうのがあるんだらば、まずそれをのせればいいじゃない。それを何年に一遍やっていたんだか分かんないという説明になっちゃうと、認可を受けて許可するときには、何年までいいですよ、その更新に当たっては、再度調査をしますとかということになるんじゃないの、普通は。それが今、決まっていないから、そういう細部にわたって

もきちんと整理をしないとアウトじゃないですかということを行っているわけだ。だから、その辺については今言ってもしょうがないから、駄目だとは言わないよ。でも、こういう条例を出すんだったらば、やっぱりもう少しね、親切丁寧にやっていただいたほうが、さすが水戸市はしっかりしていますねと言われることなのか、水戸市だから、こんなもんだよと言われるのかの差なんだよ。私たちは水戸市の人間だから、さすが水戸市ですねと言われてほしいんです。だから、意見を言っている。以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第26号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第27号 水戸市公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準を定める条例について質疑のある方、発言願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第27号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第28号 水戸市クリーニング業を営む者が講ずべき措置を定める条例について質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第28号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第29号 水戸市一般と畜場の構造設備を定める条例について質疑のある方、発言を願います。
田口委員。

○田口委員 このと畜場という表現で、2ページのほうで一般と畜場、あるいは簡易と畜場、2つがあるわけですけども、その下、第5条においては、知事は一般と畜場、簡易と畜場の基準に合わないとき認めるときは許可を与えないことができるというふうにあります。まずはこの処理する数の関係だと思いますが、10頭を超える獣畜をと殺と書いてありますけれども、それが一般と畜場、そうすると、今回の条例というのは一般と畜場のことに関してなんです。で、この第5条には、知事のほうにおいては簡易の場合にも知事が認めるときは許可を与えないと書いてありますけれども、今回に関して、この意味というのは、一般と簡易が別々に県のほうでもそうなっているのか分かりませんが、どういう感じなのか、この一般のみしか出ていないというのは、ただし書も何も書いてないけど。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先日、3月19日にお配りしました議案第29号の参考資料を見ていただきたいと思うんですが、今回の基準につきましては、参考資料の4ページ、(11)その他都道府県が条例で定める構造設備を有することということで、2ページから続いております一般と畜場の公共設備の基準について11項目あるんですが、中核市になりますと、保健所を設置する市が条例で定める部分ということで、この項目について今回、条例で定めるところで一般と畜場の基準のところだけが条例になっているというのが状況でございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、簡易と畜場というのはどのような取扱いになるんですか。そこは全く対応しない、

としてやってくれということなの。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 簡易と畜場につきましては、と畜場法のほうで定められておまして、あと、と畜場法施行令等に基づきまして実施するということなので、今回の条例の中には入ってこないというところですね。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。私もちょっと聞こうと思っていて、ちょっと違いがよく分からないんですけども、簡易と畜場というのは、これ文字を見ると10頭以下ということ、1日に10頭を超えると一般と畜場で、それよりも少ないというイメージをしちゃっていたんですけども、それは合っているのでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどの資料の2ページにございまして、一般と畜場と簡易と畜場の定義が載っております。一般と畜場については、生後1年以上の牛もしくは馬または1日10頭を超える獣畜ということで、牛、馬、豚、綿羊とかヤギとかになるんですが、そういったものをと殺し、解体する規模を有するものと畜場といたしまして、簡易と畜場はそれ以外のものと畜場をいうということです。

〔発言する者あり〕

○小林保健所準備課長 10頭以下の小規模なものなどは、これに含まれてきます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そしたら、小規模以外にも何かあるんですか。簡易と畜場、一般と畜場以外のと畜場というのは、どういうのをイメージすればいいのかっていうことです。その私が今、言ったのは、それよりも少ない小さいところ、ほかにもあるのでしょうか、以外のというのは。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 こちらの一般と畜場以外のと畜場ということで、具体的にどんなと畜場とは、私も見たことはございまして、十分な説明ができず、申し訳ございません。規模が小さいと畜場ということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

じゃ、この条例に係る一般と畜場というのは、市内にどのくらいあるのでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 現在、1か所だけになっております。

〔「ミートセンター」と呼ぶ者あり〕

○小林保健所準備課長 はい。

○鈴木委員長 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第29号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第30号 水戸市女性相談員条例を廃止する条例について質疑のある方、発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第30号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時 0分 再開

○鈴木委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、質疑を行います。

次に、議案第42号 水戸市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 すみません。この条例は、これまで入院だけだったのを通院も18歳まで無料ということになる条例だと思うんですけども、2点だけお伺いします。

これから無料になる、その部分のところで、新たな申請が必要になるのかどうかということと、これによって影響額はどのくらいになるのかって2点、お願いします。

○鈴木委員長 川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

今回15歳から18歳までの方の外来等に係るマル福の助成を拡大するわけでございます。これによりまして申請の必要性の有無でございますけれども、これまでに申請した方につきましては、入院について申請を済まされて受給を受けている方につきましては申請の必要はございません。10月1日までに外来も適用となる認定証をこちらからお送りする予定でございます。まだ申請自体されていない方につきましては、新たに申請が必要になるということで、現在のところ、10月前に対象となる方につきましては市のほうから改めて申請書をお送りする予定で考えてございます。

それから、影響額でございますが、令和2年度につきましては10月から実施し、2月の医療分までが対象となるということで5か月分の扶助費について計上してございまして、今回の改正に伴う5か月分の扶助費としては3,500万円の増と見込んでございます。また、通年、1年間で換算いたしますと8,400万円の増と見込んでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、今まだ申請していない人には一律申請書をお送りするということですね。分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第42号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第47号 水戸市立小学校、中学校、義務教育学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例

について質疑のある方、発言願います。

田口委員。

○田口委員 まず、この条例は、五軒幼稚園を廃止するという条例ですけれども、2月26日の資料を見ますと、その中で五軒というのは2019年には6名の在園者がいるということでいいんですよね。その次のページを見ると、五軒は5歳、4歳、全体でゼロということになっているんだけど、昨日の資料の3ページでは2019年は6名いたというふうにあるんですけども、これについてちょっと説明願えますか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

本年度は在園児6名おります。5歳児4名、4歳児2名ということでございます。来年度につきましては、今の5歳児が4名が卒園ということで、4歳児から上がる2名が本来ですと残るわけでしたが、保護者のほうから2人では集団生活、集団保育にそぐわないので、ほかの園に転園しますというような申出があったものですから、来年度、5歳に上がる4歳児がほかの園に転園することでゼロになってしまったわけでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この五軒地区の対象者というのはどれくらいいるんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

令和元年度でございますが、五軒小学校に1年生として上がってきた新入学者は31名おります。そのうちの五軒幼稚園出身者は4人ということで、ほとんどが私立の保育所、幼稚園、認定こども園からの新入学ということになっています。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 じゃ、その中の五軒の居住者というか、そこに住まわれている方というのは、そのうちでどれくらいになります。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問でございます。

申し訳ありません。居住者まではまだ把握はしていませんけれども、新入生、ほかの学区に行くということになった4歳児は、どちらも五軒学区の方でした。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 時代の流れでそういうことになったんでしょうけれども、これからは3歳児から無償受入れということがあって、そういうことも含みながら、これまでこの廃園にするに当たっては地元に対してどういう説明をされてきたんですか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

この再編計画を2月にお示しさせていただきました。その中で、やはり去年10月から始まった3歳からの無償化の影響を見ておりました。実際、蓋を開けてみましましたらば、無償化の影響を受けて、公立幼稚園の

入園希望者が減っていたというのが一番の状況でございます。3歳から私立のほうに申し込んでしまいますと、4歳で公立に入ろうと思っていた方が、既にもう3歳の時点でよその私立のほうに入ってしまうので、来年度、今度4歳で受入れをするときに、既にもう入っているところで、さらに入園希望者が減るということもありましたので、その辺につきまして地元のほう、PTA、保護者に御説明をまいりました。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そういう中での御意見等なんていうのは参考までにありますか。その説明会の中での、この廃園に当たっての。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの田口委員の御質問にお答えいたします。

説明会を行ってきた中では、やはり公立だから入ろうと思っていたという方が多うございました。またその下の子を一緒に入れようという意見もございました。そういったところでございますけれども、やはり一番は人数が減ってしまって集団生活、集団保育ができないというところが一番ネックでございますので、その辺のところは丁寧に説明をして御納得いただいたというところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。基本的にこの廃止に向けての動きについては私ども反対をしている立場なんですけれども、まず関連で、この間の委員会的时候に、この廃止について地元で説明したのかというので質問しましたら、これからしていくというお話でしたけれども、前に資料でいただいている飯富とか稲荷第二、来年から廃止、また、再来年から廃止って、目の前にスケジュールが詰まっている地域についての説明というのは、もうされたんでしょうか。

〔「それは幼稚園費の中でやってもらったほうがいいよ。ここは五軒小学校の廃園条例だから、幼稚園費の中で意見を言って、答弁して」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 土田委員、よろしいですか。

○土田委員 はい。分かりました。そうですね。

そしたら、五軒については、この二方には説明されたんだと思うんですけども、その五軒地域の方、要するに、幼稚園というのは長年その地域にあったもので、いい場所にあるもので、これ外へ出てもいっばいで、幼稚園、一つの学校施設がなくなるということに対して、地域住民に対する説明責任というか、思いを受け止めるという責任はあると思うんです。このことについて、ちょっと五軒についてお願いします。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

五軒幼稚園につきましては、今年度6人ということだったものですから、地域の方にも6人という人数のお話をするとともに、地区会の会長さんを含め、説明をいたしました。その中で地域の方からは、やはり人数が減ってしまったのはやむを得ないというようなことで、とうとうこのときが来たかというような御意見をいただきました。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第47号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第48号 水戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第48号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第50号 令和2年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費中第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑を行います。

なお、第1表中歳出の質疑の進め方についてでございますが、効率的に議事運営を進める観点から、款ごとに分けて質疑を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、初めに、第1表中歳出中第3款（民生費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方は発言願います。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 民生費です。

土田委員。

○土田委員 ②の113ページ、第3款1項社会福祉費で、ちょっと分からなかったんですが、下のほうにある地域改善対策経費というのがありますけれども、これはどういうものなのか、ちょっと説明をお願いします。

○鈴木委員長 小山福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

地域改善対策経費の理由につきましては、同和対策費の関係で、同和対策を行っている運用団体に対する助成などの経費などがございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 続きまして、この予算関係資料のほうで聞きます。この予算の概要の13ページの、新規で、障害者基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点の設置というのがありますけれども、具体的にどんなものの設置なのかというのを少し御説明をお願いします。

○鈴木委員長 平澤障害福祉課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

障害者基幹相談支援センターにつきましては、新規における相談支援の中核的な役割を担う機関と障害者総合支援法で定められております。主な機能といたしまして、5つ機能を想定してございます。

1点目につきましては、総合相談、専門相談をお受けしていくものでございます。障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談を行っていくものでございます。

2点目といたしまして、新規の相談支援体制の強化への取組を行ってまいります。地域には30か所程度の相談支援事業所がございますけれども、その一段上、上部組織といたしまして、それら地域相談支援事業所に対する指導もしくは助言等を行いながら、地域の相談支援体制の強化に取り組んでいくものでございます。

3点目といたしまして、障害者支援施設や精神病院等からの地域移行、地域定着促進への取組を行ってまいります。地域移行、地域定着につきましては、なかなか病院等から地域へ戻ることが難しい状況が続いておりますので、そういった病院関係と連絡を取りながら、退院へ向けての地域移行を進めていくというものでございます。

4点目といたしまして、障害者の権利擁護、虐待防止に取り組んでまいります。現在でも虐待防止、あるいは権利擁護の相談窓口がございますが、やはりそれらの上部組織として、今現在ある組織からの相談を受けるような体制ということでございまして、そういったところを強化していくというところでございます。

それと、関連で基幹相談支援センターと地域生活支援拠点というものを併せて進めてまいろうという考えもございます。これは、その基幹相談支援センターの相談員が、地域における障害者の方の親なき後もしくは介護者の方の高齢化に伴いまして、なかなか地域で生活していくのが困難になった場合に相談を受けて、関係機関と調整を行いながら支援体制を強めていくと、そういう取組を行うものでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。そういった拠点を具体的に、どういうところに設置するんですか。

○鈴木委員長 平澤課長。

○平澤障害福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

専門職員4名の配置を予定いたしております。これは、市役所本庁舎に配置いたしまして連絡調整を行っていく形を取っていく予定を立てております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 128ページ、第2項の児童福祉費の青少年保護育成費について伺います。

前年度比28.8%の減ということで説明があったんですけども、この減った理由というところを少し説明していただけますか。

○鈴木委員長 野澤課長。

○野澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えをいたします。

青少年保護育成費が28.8%減額になっている主な理由といたしましては、嘱託員に係る経費が会計年度任用職員への移行に伴いまして、2つございます。1つは、生涯学習課の嘱託員に係る経費が社会福祉総務費、それから、総合教育研究所の嘱託員に係る経費が総合教育研究費に、それぞれ付け替えるということでの減額でございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

田口委員。

○田口委員 119ページで、敬老経費ってありますね。これは敬老会の祝い金等も含まれているんですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 敬老会のほうの補助金等も含まれてございます。敬老会の補助金と、あとは100歳、88歳、101歳以上のお祝い金がこの中に含まれております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 その敬老経費の補助費というのは、よく地域に住んでいる関係で敬老会を行うというときに、その地区の1人当たり幾らという計算の基で額を出しているわけでしょうけれども、何か前に聞いた、議会等でもあったような気がするんですけども、減額しているんですか、これは。今までとずっと同じですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの質問にお答えいたします。

敬老会の各地域にお渡しています補助金に関しましては、大体水戸市からはお一人800円、あと社協のほうから300円出まして、お一人1,100円掛ける対象の75歳以上の人数分ということで出しておりますけれども、ここ5年ほどは変わっていないと記憶しております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 敬老会を開催することがなかなか大変だというようなところもあったりして、敬老会の行事そのものが、地域によっていろいろ変わってきているなという気がしてきているんですけども、その記念品とか、いろいろありますよね、各地区で。それというのは市のほうからは特別、こうということではなくて、それぞれにお任せしてやっているという感じなんでしょうけれども、その収支とかその計算というのは、これは頂いているんですか、その渡し切りではないということかちょっとお聞かせ願いたい。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 こちらの経費につきましては、まず、計画の段階で概算でお支払いさせていただいております。敬老会が終わりました後、10月末日までに実績報告を出していただきまして、精算という形を取っております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 すみません。開江老人ホームの入所は今のぐらいか分かりますか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 開江老人ホームの入所者数につきましては、最新のものと令和2年2月末現在で64人となっております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 定員的にはもっと入るよね。入らない理由って、何かあるんでしょうか。個室対応にして設備を変えて、新しくなっているんで、入所者が増えてもいいのかなと思ったんです。差額もなくなったしね。その辺の見込みとか何か問題とか、それともその受けている社協が悪いのか、この辺についてはどうなんでしょうかね。あの場所で、そんなに入りが悪いというのはどうなのかなと思ったりするんですが。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

開江老人ホームは措置施設でございますので、市町村からの措置で入所いただいている施設でございます。

ここ数年の傾向といたしまして、措置して入所している人数よりも介護度が上がりまして、ほかの施設に移られる、あるいは御自宅にお戻りになる、希望でお戻りになる。あとは入所後、そのままお亡くなりになる方も多くて、入所よりも退所のほうが多いという状況が続いてございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 デイサービスか何か行くんですか、ここは。デイサービスに行く。ここ介護はないのね。これからのその在り方としてね、今、言ったような原因だとすれば、介護付きをやるとか、それとも何らかの形で縮小するのか、そういう時期にも来ているのかなと、こういうふうに思いますんで、その辺についてはよくお考えをいただければというふうに思います。

それから、保育所費の中で、充足率というか、先生の数が足りないということで、なかなか定数を満たすことができない。こう言われている保育所が多いわけですけれども、公立の来年度に向けての人数、それから、充足率等が分かればお願いしたいんですが。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの袴塚委員の御質問に答えます。

来年度の充足率でございますが、今まさに調整中でございます。2次の結果を出した後、どこにも入れなかった方につきましてはこちらの保育所はいかがですか、こちらの小規模事業所はいかがですかということで今あっせんをやっている最中でございますので、ちょっとまだ数字のほうは流動的でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、何でお聞きしたかという、私は3歳児浪人が出るんじゃないかと思って心配しているんですよ。民間の保育所等においては、やっぱり減免という措置ができてしまうんで、なかなかその先生の数に対して過剰に入れていくというのがなかなかできないのかな、そこはお役所仕事ですから、3割減額になっても、やっぱり3歳児浪人は出さないと、こういうふうな姿勢も私は役所の在り方として大事なのではないかというふうに思っていますので、そういった対応も含めて、ぜひ伺いをさせていただきたいと思えます。

それから、船中泊の項目が変わったのかな、これね。これについては去年の実績等、何かございませうしょうか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、令和2年度予算におきます船中泊の費用につきましては、昨年度まで中学校費に入っておりましたものが、今回総合教育研究所費ということで水戸スタイルの教育に一括して、そちらのほうに移っております。

昨年度の実績でございますが、参加した細かい人数までは、今、手元に資料がございませんけれども、全部で5班編成で、16校の中学校、義務教育学校を分割して出発しております。令和元年度でいいますと、最後の5班だけがちょっと日程がずれました。悪天候のためにフェリーが欠航となりまして、出発することができませんでしたので、そのところは10月の出発ということで全校実施をいたしております。おおむねほとんどの生徒が参加できたという状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 この船中泊につきましては、水戸市独自の試みで、この船中泊を通して、人間形成にも役立つということで、ぜひ進めていただきたい事業の1つですが、中学校費から総合教育研究所費に移ったその理由は何かあるんですかね。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、水戸スタイルの教育というものが、これまで様々な項目の中に散らばっていたものを一括してまとめて、総合教育研究所費の中の水戸スタイルの教育推進経費のほうにまとめたものでございます。船中泊も水戸スタイルの教育の中のキャリアプランという中に位置づけられておりますので、そのための目の移動ということになったかと思えます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 水戸スタイルの教育とか魁の教育とか、いろんなお題目を並べていて、非常になかなか分かりづらい、そういう部分があったりしますんで、ぜひ費目をまとめていただいたんならば、それなりに水戸スタイルの教育というのは、こんなものだよという、ちょっと外部から見ても、何か水戸スタイルの教育をやっているから、こうなったのねみたいなのがあるとね、大変ありがたいのかなというふうに思えます。

それから、今年度から会計年度……

○鈴木委員長 袴塚委員さん、教育費になりますので、申し訳ありません。

○袴塚委員 ごめんなさい、はい、申し訳ありません。

違う、違う、保育所のほうにもあるんだよ。保育所のほうの費用にもね、実は総務費の中に——これって、予算だけは計上されているんだけど、例えば今度はボーナスが出るようになるんですよ。会計年度任用職員でもね。そうすると、これは委員長、文教では予算は計上されているけども、どういう待遇なのか、どういう基準でなっているのかという質問はどうなんでしょう。というのは、これ幾らですよと言われても、どんな対応しているんだか何なのかも分かんないということになると。

○鈴木委員長 全体で。

○袴塚委員 そう、だから、会計年度任用職員の給与というのが、どういう基準で支払われていて、私たちのほうにどういうふうな積算の下にこれを提示されているのかというのが本来分からないとね、その職員の報酬は何号俸とかというので分かっているわけですよ。今度、改めて出てきた、この会計年度任用職員というのは、私たちは説明を受けていない。時給はこうなりましたよという説明は受けているんだけど、じゃ、ボーナスは幾ら出るんだか分からない。それは時間によって待遇が違うのか、どうなのかというも分からないんで、その辺については、もし、無理であれば、今日じゃなくても終わってから、委員長さん、副委員長さんのほうにお任せしますんで、それがこの文教の中で、せめてどういう待遇になったので、この会計年度任用職員はこうなったので、こういうふうな予算が計上されていますよというものぐらいが分かるような資料なり、御説明なりがあるとうれしいのかなというふうに思うんですが、それについてはお任せしますので、お取り計らいを。

○鈴木委員長 分かりました。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 じゃ、この件については、ちょっとこちらで検討してまいりたいと思います。

袴塚委員。

○袴塚委員 今、保健福祉やっているから、保健福祉部の待遇はどうなっているのって聞いても、いやいや、それはこういう対応でこうですよと、例えば、4時間の人はこういう対応なんだけれども、フルタイムに近い人はこういうふうな待遇になりますよみたいなのがさ、分かって初めて、この給与になるのかなと思うんだけど、どこか出ているところあるんですか。ちょっと説明できれば。

○鈴木委員長 田中副部長。

○田中保健福祉部副部長兼福祉事務所副所長 それでは、会計年度任用職員の資料でございますが、この②の予算の説明書の中の228ページが給与費明細書という資料になってございます。その中で、すみません、238ページなんですけど、こちらが会計年度任用職員の全体図ということでお示しをしているものでございます。

〔「説明して」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 説明できる範囲でいいですか、ちょっと。

袴塚委員。

○袴塚委員 例えば会計年度任用職員というのは、一律恐らく賞与が何万円とかということなのか、それとも働いている時間がそれぞれ違うわけじゃないですか。だから、それによって、例えば4時間の人はこうなんだけれども、8時間働く人はこうですよとか、そういう決まりがあって積算した結果が、例えば保育士とか、いろんなところに出てくる会計年度任用職員がどうなっているのかということがね、やっぱりお知らせをいただいたほうが、私たちは予算を組んでいて、うんと言っているんだけど、何を根拠にうんと言っているんだかよく分かんないので、その辺どうなのかなっていう思いなんです。それはいいや、お任せしますよ、はい。ここで無理だというなら無理でもいいですけども、ただ、予算つけしているんだから、どうなのかなと思って。総務費だと言われれば、総務費になっちゃうのかもわからないけど。

○鈴木委員長 じゃ、ちょっとこの件については、すみません。保留させていただきます。

袴塚委員。

○袴塚委員 福祉ボランティア会館の賃料が載っているんですけども——115ページの2つ目の丸、使用料及び賃借料が載っているんですけども、これって福祉ボランティア会館だから、利用数でいいんですよ、これね、そうですね。これって、どういう基準で、どんなふうに払われているのか分かりますでしょうか。83万9,000円なんだよ、これね。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらに予算計上しております使用料及び賃借料につきましては、AEDの賃借料とLED照明の使用料ということで予算を計上したものでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、会館使用料というのは、これ会館って、あそこは賃貸料無料、有料だよ。こ

れってどこなの、委託料になっているの。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 会館の使用料につきましては、歳入のほうに入っております、そちらと支出……

○袴塚委員 違う、違う、ごめん、使用料って、もらうほうでしょう、それ。あその会館というのは水戸市の建物だから家賃は生じてないの。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 家賃というか、ミオスの入居者負担金という形で管理費等は管理組合で支出してございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 入居者負担金というのは、あそこで平米幾らで何平米あるんですか。分かんなければ後でいいよ。

○鈴木委員長 小山課長、後にしますか、はい。では後ほどお願いいたします。

後藤委員。

○後藤委員 128ページの放課後児童費のところなんですけれども、6,700万円前年度から上がっているということで、この内訳は委託をしたことによるものと、あとは会計年度任用職員の給与が増えたこと等々は、開放学級を利用する子どもが多くなったことによって、それによって職員が多くなったということによるものの計上なのか、内訳を教えてください。

○鈴木委員長 菊池課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

4目放課後児童費でございますけれども、様々な要因が絡んでおまして、まず、1つ目の丸の放課後児童事務に要する職員給与費、こちら昨年度は想定で人員配置で予算を組んでおりましたが、今回は現員で組んでおりますので、ここで300万円ぐらい増えています。

それから、2番目の丸の会計年度任用職員給与費でございますけれども、これは新規の丸でございます、これまでの嘱託員が会計年度任用職員になるということで、来年度、全体の33校のうち13校は委託にしますので、それを除く直営の部分の支援員、こちらの部分で2億1,945万円の計上をしております。

それから、3番目の開放学級経費でございます。こちらがですね、嘱託員の報酬というのは3億5,000万円ぐらい減っているんですけども、委託料ですね、民間委託にするところで2億3,000万円増えているということで、かなり予算のいろんな経費の行き来がございます。

それから、4番目の学童クラブ経費も補助を対象とするクラブ数が1クラブ増えまして330万円の増となっております。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 概要のほうで聞きます。市民センター子育て広場事業に550万円という予算がのっていますけれども、現在31か所に、今年度4か所プラスされるということですかね。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今年度末で27か所を目標にございまして、来年度4か所を新設して31か所にするというような予算取りになってございます。ですが、今年度開設予定でございました4施設のうちの3施設につきましては、新型コロナウイルス対応のため、開設は3月を予定しておりましたけれども、延期ということで、現在のところ23か所にとどまっている状況でございます。残る1か所については、地域の団体の方と協議が進んでいるというようなところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、取りあえず、27か所はあったということじゃなくて、この550万円の予算で31か所となると、1か所当たりの予算というのは結構小さなお金なのかなと思ひまして、1か所当たり、こういった形でお金が行くのかというところをちょっと説明してもらいたい。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 御質問にお答えいたします。

市民センター子育て広場事業全体の費用の内訳の主なものが、各運営団体様に対する補助金が1か所当たり年額5万円という設定がございます。このほか見守りボランティアをしていただく方に、その都度、1回当たり3,000円のクオカードというようなことで用意しているものが主なものです。あとは、新規開設時に必要となります防煙マットを用意したものが105万円程度になってございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、1か所、年間で5万円ぐらいということなんですよね。週に2回ぐらいはやっていらっしゃるかと思うんですけど、結構何かいろんなことができないぐらい少ないんじゃないかなという思いがあるのと、あと、1回3,000円で、1回というのは何時間ぐらい大体やられているんでしょうか。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

開催の頻度につきましては、週1回のところから月1回のところまで、各地域の実情に応じてばらばらでございます。開設時間はほとんどが午前中、10時から12時、あるいは10時から11時半というようなことで、2時間程度の開設時間になってございます。年額5万円の補助金というのは、当初に係る遊具ですとか備品のようなものが、年数を経るごとに新しく追加で購入できるということも踏まえまして年額5万円で補助させていただいているというようなことでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、その運営されている団体さん次第というか、お任せという感じで一律5万円ということなんですよね。うちの地域なんかでも聞いていると、やっぱりせっかくやってもなかなかお金がない、いろんなことができなくて、もうちょっと補助が欲しいみたいな話も聞く一方で、見守りの方に1回2時間ぐらいで3,000円のクオカードを配っているという、ちょっとバランス感覚が不思議な感じがするんです

けども、実際にやっている地域の方とよくお話し合いいただいて、いいものにしていただきたいという要望で。

○鈴木委員長 ほかに、民生費についてありますか。

小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 先ほど御質問がございましたボランティア会館のミオスの負担金の件でございますけれども、②の資料の115ページをお開きいただきたいと思います。

丸2つ目の福祉ボランティア会館運営経費のうち、負担金補助及び交付金ということで1,320万8,000円を計上してございます。これにつきましては、ミオスの管理組合に対しての負担金ということで、管理費と修繕積立金と損害保険料ということで予算を計上しております。市が占有している面積といたしましては2,345.72平米、これにいたしまして管理費が平米単価348円、修繕積立てが117円、損害保険料が4.2円ということで、これらを合わせまして合計で1,320万8,000円というような予算でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

〔「はい、分かりました」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 質問というか確認なんですけれども、129ページの項目で青少年保護育成費ということで、今回私も代表質問で子ども会経費をやったんですけれども、これではなくて、その下の青少年健全育成費、これの内訳について教えてもらいたいですけど、スポーツ少年団のお金はこれですか。たしかスポーツ少年団にも水戸市は補助金を出しているかと思うんですが、これではないのか、ちょっとその確認です。

○鈴木委員長 野澤課長。

○野澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

スポーツ少年団の補助金はこちらの中には含まれておりません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、これは何ですか、この約1,000万円近いこの金は。

○鈴木委員長 野澤課長。

○野澤生涯学習課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

主な予算の内容といたしましては、水戸市青少年育成推進会議という会議がございます。そちらに対する補助金、あるいはそれに伴います少年の主張大会等の経費、それから、社会を明るくする運動というのがございます。そちらに対する経費等でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 分かりました。ありがとうございます。

そうすると、スポーツ少年団関係のスポーツ課か何かのほうの予算で出しているのかな、これは教育のほうではないということは間違いないんですね。分かりました。調べてみます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

それでは、次に、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 先ほど来から保健所ができるということで、この項目、皆さん大変だというふうに思いますが、この予算の中で、どこに入っているかよく分かりませんが、今回のコロナウイルスに対してですね、水戸の隔離病棟の運営経費みたいなのは、数とそういうものに対する助成みたいなのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 最初のところが聞き取れなかったんですが……

○袴塚委員 コロナウイルスが今回ね、恐らく予算をつくったときには、この騒ぎになっていなかったと思うんですよ。今、心配なのは、重症化した場合に隔離病床は必要ですよ。私の知っている限りは結核の隔離病棟が日赤に5つある程度で、医療崩壊になってしまうと。こういうふうな流れで、例えば水戸市が助成金なんかを出している関係の中で、医療機関でそういうものが確保されている数というのは、この中ではあるんでしょうか、ないんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

コロナウイルス対策の関係の主に帰国者・接触者外来等をやっている病院ですとか、あと入院とか、そういった病床については県のほうに対応するというので、特に市のほうの予算では計上するものはございません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、重症者になっても、水戸に保健所ができて、それには水戸は関わらないということ。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えします。

相談対応ですとか病院の調整については、相談センターを設けるような形になりますので関わるんですけども、実際にその病床の確保とかというのは県のほうでやることになっておりますので、その指定病院とのやり取りだけになるという形になります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これ、保健所の予算全体に関わることもわからないけども、今回のウイルスに対してはね、やっぱり水戸市民の中で今、感染者が出ていないのは幸いなことだというふうに思っているんです。ただ、いつ、どこで、どういうふうな形で爆発的に増えるということがないということも言えないわけですよ。その準備段階としてね、やはり検査薬、検査機関、それがどうなのか、そして、今度は水戸の保健所になれば、そういう相談とか検査をするというのは水戸がやるんですよ。これも県ですか。その辺のちょっとテリトリーとかエリアとか、ここまで水戸なんだけれども、ここから先は県だよ。ただ、県だからといって、水戸に保健所がありながら知らんぷりするわけにはいかないですね。当然ながら、地域医療の中で、水戸にも基幹病院が幾つかあるわけですから、そういう病院とどういうふうな準備、どういうふうな連携、そして、どういうふうなところをお願いするという流れがやっぱりできていないと、今の段階ではね、やっ

ばり水戸市民が安心して暮らせるという状況にはならないのかなと、こういうふう思うんですが、この辺についてはどんなふうやっているのか。

要は、まず最初、県のテリトリーと水戸のテリトリーは、どこで、どんなふうに分かれているのか。そして、水戸の対応は、まず本当に万全なのかどうかということ。例えば県が入院先を指定しますから、決まんなきゃ、もうそれはしょうがないですねというわけにはいかないと思うんですよ。今回の場合には集中したほうが医療行為の精度が上がるよと、拡散する心配もないよと、こう言われていて、医療崩壊を招かないためには、どこか1か所、一生懸命頑張ってもらう機関が必要だとか、いろいろなこと言われているわけですよ。そういったものに対して、水戸としてどういうふうな対応を今、考えておられるのか。それが予算づけがここにないとすれば、いざとなったときに、専決という形になるのか、緊急に議会を開いていただいて補正を組むのか、いずれにしても、これそんなに100万円とか200万円ぐらいの数字で収まる話ではないと思うんで、その辺については今の段階でどういうふうなお考えがあるのかないのかお伺いさせていただきたい。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、県と市の役割分担なんですけど、実際に保健所として、まず最優先にやることとしては、帰国者・接触者相談センターを設けるといことになります。相談センターの役割としては、まず、相談に来た受診が必要な方について、まず、県が指定している医療機関の外来にかかっいただきます。そちらで検査が必要となれば、現在は茨城県の場合は衛生研究所だけが検査をやるので、そちらのほうに検体を持って行って、検体検査の結果をこちらのほうに――まず基本的に、現状では県のほうが把握しているので、今後、水戸市が保健所になった場合には、その検査結果を直接受けるような形になると思うんですけども、そういう流れがございます。

あと、医療機関については、県全体として対応する必要があるんで、医療圏域ごとになるだけ医療外来とか入院できる病院を確保するというので、今、県のほうで動いておりまして、県内のそういう指定の感染症医療機関とかが集まった会議などに私も参加して、今、状況を聞いているところでございます。

実際に、医療のほうにつきましては、県の疾病対策課で24時間対応で窓口をつくったということもありますし、今後、入院先の確保ですとか、そういったところも状況によっては全県的な対応が必要になってくるので、県と連携を取りながら進めていきます。まずは相談体制を確保するということと、検査については衛生研究所のほうに持っていくということで調整をしているところでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 私は新聞、テレビ等しかニュースソースがないんで、この件についてはよく分からないんですけども、安倍さんが言っているのは、検査はもう十分できるんだと、しかし、実際数字が上がっていない。それは、今、言っているような状況だから僕は上がらないのかなと。今度は、健康保険対応になりますと言っておりますよね。報道ではですよ。そうすると、健康保険対応ということになると、誰でも、どこでも、この機関でも、受けることが可能になっちゃうわけだよ。健康保険というのは、一般の医者に行っても健康保険ってかかれるわけだし、費用が要するに1割負担とか3割負担になるというだけの話じゃなくて、一

般の人の考え方は、もう1日8,000人も検査できるんだから、皆さん、心配ないですよと、国のトップが言っているわけだよ。その人が言っているにもかかわらず、現場は全くそれが可能じゃない。

一方では、今度は健康保険でかかれるんですよ。だから、どこの医療機関でも見られるんですよみたいな話があるでしょう。そうすると、一般の人が受けている話と、今、課長さんがお示しいただいたような話というのは、それって課長、昔の話だよ。その辺については、水戸市民として安心して暮らせるということが私たちの一番の願いだから、この日本の国から感染者が出ないのが一番いいですよ。少なくとも、自分たちの地域から出ないのが一番いい。そうすると、いざ発症したときに、水戸保健所ができて、今度はきめ細かいサービスが水戸市民の健康と安全を守るためにできるんですよと、こういうキャッチフレーズで権限移譲しているわけだから、中核市になるがゆえに、そういうものを受けられる。そのために水戸市民の健康は、今度は水戸市が守るんですよと、こういう形になるんで、その辺についてはやっぱり十分、今、予算の段階でなかなかこういうところに時間を費やしているんで進まないのかもわからないけども、やっぱりしっかり水戸市民からクレームがあったときに、相談センターを案内するというのも一つの手だてかも知れないけれども、水戸保健所ができたときに、さらにどういう対応をしていくのか。医療機関がなかなか見つからない場合には、水戸の保健所としてどういう対応をするのか。そして、医師会との連携、要するに、爆発的にクラスターの患者が出るとかというような状況になっちゃったときに、本当に県任せでいいのかどうかということ、やっぱり私は疑問が残るんじゃないかというふうに思うんで、この辺についてはやっぱりしっかりした対応をね、水戸は水戸で考える。県は県で考えてもらってもいいですよ。ただ、水戸の市民は水戸の保健所が守らないと、やっぱり意義がないというふうに思うんで、その辺については今からスタートするところなんで大変かも知れないけれども、ぜひやっぱり慎重に、真剣に前向きにやっていただきたいということだけ申し添えて、衛生費は私は終わりにします。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 袴塚委員の関連になりますけども、これ当初予算概要にも保健所に対しての感染予防の対策、それから、139ページにも3,000万円近い金額が示されていますけども、保健所のこの予算というのは、当初予算にも感染症発生時の原因調査及び情報の提供とかありますけども、どういうことの内容で、この予算を計上されていますか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回こちらのほうの予算に計上させていただいた分につきましては、通常のインフルエンザで、コロナ対策の出る前なんですけども、コロナ対策も含めてにはなると思うんですけども、感染症関係の事案に対応するような予算ということで、他市の状況などを参考にして計上させていただいたものでございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 その内容は、どんなことをするのって聞いているの。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 主なものといたしましては、検査関係になるんですけども、ウイルス検査とか、大きいものとしては、こちらに出ている部分として委託料になるんですけども、ウイルス検査とかH1V

検査とか、一部委託をするものもございませう。そういったものの検査の委託料が大きなものを占めております。それから、保健所になりますと感染症の方の移送などにも関わってきますので、その特殊車両を購入する予算ということで、2分の1にはなるんですけども、国から補助も頂きながらの予算になっております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

後藤委員。

○後藤委員 136ページ、4目の母子保健委員は、今までは保健センターでやっていたものが廃止になったところを、こちらに持ってきたので前年度予算はないということですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回、衛生費のこの1項の保健所費につきましては、新設される事業等も多くございまして、全体として組み直しているというところで前年比を申し上げますませんでした。

○鈴木委員長 後藤委員。

○後藤委員 すみませう。保健センターの予算をちょっと私、見てないので分からなかったんですけども、そうすると、保健センターで今までやっていた母子保健ですとか、あとはがん検診とかありましたよね。138ページ、5目の健康増進費ですとか、今話した母子保健というところは、保健センターでやっていたところが、こっちに来たということでよろしいんですかね。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○後藤委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 まず、141ページからの動物愛護センター費について何点かお伺いします。

まず、最初の2つの丸、職員給与費と会計年度任用職員給与費が出ていますけれども、それぞれ何人分なのかを教えてください。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、運営管理に要する職員給与費につきましては、職員が5人分で、そのうち4人が獣医師となっております。それから、会計年度任用職員については1名分ということでございませう。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうすると、5人と1人で、大体6人で運営していくという形なんですかね。

続きまして、その後の動物愛護センター運営経費と動物愛護推進経費のほうに委託料と入っていますけれども、この委託というのはどういうことを、どういうところに委託する委託料なのかを御説明願います。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの委託費につきましては、動物愛護センターが365日、動物がいるということで飼養管理が必要となるため、飼養管理の委託、それから、イベントですとか愛護事業の一部分を委託するというので民間

事業者のほうに委託料として1,980万円というふうになっております。それ以外には小動物の治療等、そういったものの委託料になっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 今の説明だと、どれを言ってくれたんですか。動物愛護推進経費のちょっと数字が……

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 動物愛護推進経費の委託料の部分を今お話ししました。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 そうしますと、運営経費のこの229万円というのは。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 説明不足で申し訳ございません。施設の管理費ということで、警備ですとか、その木の伐採ですとか、そういったもの、いわゆる純粋に施設の維持費でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうしますと、センターにいる動物の世話だとか、そういうことはこっちの2,000万円のほうの委託料に入っているということですよ。そうすると、その民間業者というのはどういったところ——施設のふだんの動物の世話とイベントなども一緒に、一つのところが両方請け負うということですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 はい、今の御質問のとおりで、飼養管理とイベント、あとはしつけ方教室など、そういった啓発事業などの一部も委託です。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そうすると、ふだんの飼養管理でこのセンターに何名ぐらいの方が、この職員以外に入られるのかということと、ふだんの飼養管理と、外で開催されるイベントなんかもやるということだと、民間と言われてもちょっとイメージがつかないんですけど、どういったところが受けたんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

予定といたしましては、つくば市にありますわんわんランドという犬の飼養ですとか、イベント等をやっているところに委託ということでお願いしております、イベントのときなどには、実際に動物を貸していただいたりとか、あと、餌代なども全部その飼養管理の中に入れております。

委託の部分では常勤で2名常時配置、開所時については2名、それから、休館日については1名、餌やりですとか掃除ですとか、そういった部分をお願いします。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

こうしたわんわんランドさんが受けるというのも、契約が決まっているということですよ。こういった民間委託については、普通に民間が公営の管理委託を受ける場合には、普通は入札とかがあると思うんです

けども、そうした公開した募集というかそういうことはされなかったんですか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

当初は、飼養管理の部分について委託先ということで考えていたんですが、なかなか民間で受けていただけるというところがないだろうということになりまして、そういったときに、そういう技術を持っているところが、どこかないかということで、県のほうでもそういう話がありまして、御紹介いただいた中で話を進めていったという経緯がございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

ないと思うんですけども、県のほうから準備に当たって来てくださった職員さんもいました。そういったついで、あつてはならないと思うんですけども、公設の施設の委託について、縁故的な、知り合い的なことで審査がなくというか、調整、競争がなく決まっちゃったんじゃないかという心配をしてしまう感じなんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○鈴木委員長 小林課長。

○小林保健所準備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現実に私ども、施設のほうにも行きまして、そちらのほうでは同じ敷地内に老犬ホームといいまして、老いた犬を預かって育てる施設ですとか、あとは専門学校を運営しておりまして、その専門学校の学生さんは入学と同時に1匹ずつ動物を与えられて、卒業するときまで、それを大事に育てる、そういうような取組をやっているところで、比較的人材も優秀な方、実際に現場を見て、何回か行って、見てきて、お話を聞いてきたんですが、きちんとした理念を持っているということもございましたので、お話を進めさせていただきました。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 最後にしますけど、そのわんわんランドさんが問題があると私も思っていなくて、どういう状況かというのは分かっていますけども、ただ、そこに水戸市が新たに動物愛護センターを決めるときに、何の公開情報もなく、ただ、そこに決まっちゃいましたというのは、やっぱりおかしな感じがするのではないかなというのは、これ2,000万円ものお金です。2,000万円の税金を使う委託ですから、公明正大に、そのわんわんランドさんしかないわけではないと思うので、全国的に見ても、こういったところに参入できるチャンスというのを平等に公開するべきだったのではないかということ意見を言わせてもらいます。

もう一点、私は本会議でも質問しましたがけれども、結局そのセンターの中で動物を飼養管理、1日も休みなく飼養していかなきゃいけないわけだから、ついている職員さんはどうしても必要。そんな中で、前に基本理念のところでもお話ありましたけれども、市民ボランティアですとか、動物に慣れている方、水戸市の動物愛護センターに協力したい方を広く集めて、市民に開かれた動物愛護センターにする必要があると考えています。というのは、茨城県の動物指導センターが市民に開かれていないからです。そこからいらっしゃる方の指導だけではなく、全国のこうした開かれているセンターをもっともっと勉強して、参考にして、水戸市の市民と一緒に動物愛護を進める開かれたセンターにする努力をしていただきたいということです。

今後、こうした大きなお金の委託に関しては、もっと公明にというか、市民に分かりやすくやるべきではないかという意見です。

もう一点だけ、医師修学資金貸与事業について、これまでの実績はどうだったのか、ちょっと教えてください。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

医師修学資金の貸与状況でございますけれども、令和元年度からの貸与者が2名おります。また、令和2年度からの貸与者ということで2名の枠がございますけれども、そちらにつきましては、現在調整中という状況でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 調整中というのは応募が多くて絞れないということですか。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

今年度につきましては7名の応募がありまして、面接等を実施いたしました。ただ、その応募した方の大学の受験の状況であるとか、そういった関係を押さえまして、まだ調整中というような状況になってございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 土田委員の関連で、この135ページに地域医療経費ということがあって、この中にこの医師修学資金の貸与事業費が入っているんですね。それで、今2名と言われましたけど、ここには内容のところにもありましたけども、新規対応の決定者に係る債務負担行為が出ていると。それなので、この債務負担行為の資料、この議案書の中にある246ページを見ますと、令和元年度に700万円を支出見込みっておりますよね。これが2名分の額ということなんですか。取りあえず、1年は幾らになるのかということと、この700万円がその2名分の貸与する金額になるのかというのをちょっと。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

246ページの上から4段目の平成30年度、こちらが30年度に面接を実施をいたしまして、令和元年度から対応をしている方についてのものになります。元年度末までの支出額の700万円、こちらにつきましては、お一方が月額20万円、それから、もう一方が月額30万円という方で、その月額12か月分プラス入学金の100万円、そちらを合計いたしまして700万円という合計金額となっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 その学生によって金額が違うというのは、どこがどういう理由で変わるの。

○鈴木委員長 小林センター所長。

○小林保健センター所長 月額が30万円のほうが私立の大学の医学部の方、月額20万円のほうが国公立の大学の医学部に入っている方の月額ということになっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この修学金というか、これ説明、最初スタートの頃って年間1,000万円じゃなかったでしたっけ。ちょっとそれじゃ、記憶が間違っているのか、いや、この修学金の条件がね、医学、医師になられたからの状況があるわけですけれども、1,000万円くらい年間そういう助成があるというのはなかったでしたか。いや、私てつきりあるのかと……

〔「税金補助と生活補助をするというスタンスだったんだよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

予算に計上する場合には、月額30万円のほうで2名ということで考えて計算をしておりましたので、そちらについて入学金も含みまして計算をいたしますと、年間お二人ですと920万円ということで、そちらが1,000万円に近い数字になるのかな、そちらの記憶なのかというふうに考えております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 最後に、この医師不足の対象の科ということで小児科、産婦人科、救急科と書いてありますけれども、これ以外というのは今、考えなくて、このやっぱり3科だけを狙っているという予算づけということでしょうか。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

現在におきましては、今おっしゃられたように小児科、産婦人科、救急科の3科を集中的に確保するというふうに考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。今の説明で、一応3科の確保に向けてやるということの奨学資金なのに、定員が2名というのはどうしてだったのでしょうか。

○鈴木委員長 小林保健センター所長。

○小林保健センター所長 ただいまの御質問についてお答えいたします。

制度を始めるときに、他市の事例なども参考にしながら、2名ということで決定いたしました。なかなか応募状況等、それから、受験の状況等も含みまして、まだ2回目というような状況ではございますけれども、2名というのが妥当なところなのかというふうに考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

一応、私もよくこの辺は勉強しなかったんで申し訳ないんだけど、あんまりいないのかなと思っていたんです。そしたら、7名も募集していて5人が落ちちゃうというような状況であるならば、この枠を最低でも3科の確保を目指すんだったら、1科1人、3名ぐらいという形で、少しでも広げていく検討をぜひされたらいいのではないかと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 次に、第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。
木本委員。

○木本委員 すみません。これ質問というかちょっと確認なんですけども、今回、補正のほうで随分パソコン関係が出ていますよね。今回の通常の予算のほうでも出ていましたよね。例えば、203ページの10款教育費、2項小学校費の1目小学校管理費で、これ小学校教育予算というとき、これ同じですか、補正のほうと、違うかな。

○鈴木委員長 和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、こちらの小学校教育用コンピュータ経費に含まれていますのは、情報端末タブレット機器のリース料でございます。これから補正のほうで申し上げますのは、ハード整備ですね。ケーブルですとか……

〔「Wi-Fiとか」と呼ぶ者あり〕

○和田学校施設課長 そういった機器類に関するハード整備を補正のほうで上げさせていただきます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、この中学校もそうでしょうけれども、今回のこっちの当初の本予算はソフトで、補正でも後から入れるんでしょうけれども、これでハードもやっていくと。随分ハードのほうの金額が高いなどちょっと思った。まあ、それはいい、後で。分かりました。タブレットは1人1台ですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの質問ですけれども、将来的に1人1台を目指すものでございまして、令和2年度については、今回やらせていただいている部分は2,400台分をみております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、それは対象学校を例えば何校とか決めて、その子どもたち全員分ということですか。何人かに1人ということ。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回予算のほうで要求させていただいておりますのは、主に小学校5年生、6年生がメインに使うということ想定しての2,400台となっております。この後の学年につきましても、段階的に整備を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、今回、御説明があったとおり5年生、6年生が対象ということで、教育委員会としては、最終的には全学年を目標としているということによろしいんですか。ちなみに、そこまで整備して何をされるんですか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問でございますけれども、まず、これまで水戸市におきましては、平成29年度と30年度に、それまで使っておりましたデスクトップ型のパソコンが、リース期間満了になるということで、それに置き換えてタブレットのほうを整備させていただきました。そういったもの

を活用している中で、やはりもう少し十分な台数の確保というものが課題となっている状況でもございました。

そこで、昨年の12月に国がGIGAスクール構想ということをやりたいまして、これからのSociety 5.0時代と言われます、そういった時代に生きる子どもたちの未来を見据えて、児童、生徒1人1台の端末整備、それと併せて、先ほどの補正のほうで御説明させていただきますネットワーク整備、これをパッケージとした補助の対象として全国に打ち出したものでございます。水戸市といたしましても、やはりこれからの時代、子どもたちの情報活用能力というものをきちんと育成していかなければいけないという状況の中で、ぜひこの補助金を活用しての1人1台端末というものを目指していきたいと考えたところでございます。

実際、どういった授業をやっていくのかということなんだと思うんですけども、本会議の中でもちょっとお話をさせていただきましたけれども、実際、1人1台の端末の整備がされた後につきましては、常にタブレットを机の脇に置かせていただいて、いつでも、その調べ学習が子どもたちのタイミングで活用できるようになります。そういったことで情報の収集、整理、分析する機会が必然的に増えてまいりますので、そういったことによる情報活用能力の育成、それから、子どもたち一人一人の反応を見ながら、教員が実際にその進捗状況を確認しながら授業を進めていくことが可能になります。そういった重点的に学習の補填をすることもできるようになりますし、また、1人1台、今はグループで1台だったりとか、そういう工夫をしながらみんなで活用していますけれども、やはりどうしても慣れている子が使ってしまうというような状況が、やっぱりどうしても配慮した上でも出てくるかと思えますけれども、1人1台になることで、どの子どもでも実際に活用することが可能になります。これまでなかなか思いを伝えられなかったようなお子さんであっても、タブレットを通じていろんな意見を先生とか友達に伝えることができているといったような、そういうことも聞いております。

それから、資料作成からその発表までの活動を通してプレゼンテーション能力を育むということも、これからの子どもたちにとっては非常に大事になってくるのかなというふうに考えております。また、あとは1人1台端末を持つことで、その学習ロムという言い方をするんですけども、学習の記録を一人一人の子どもが積み重ねていくことが可能になります。そういったことで、それぞれの学習の進度に合わせた個別学習、そういったものも可能になってくるかと考えております。あと、今の新しい教科書、これからの教科書にはQRコードというものが備わっていたりするんですね。英語であったり家庭科であったり、いろんな教科で出てくるんですけども、そういったQRコードの活用というものも1人1台あることで、いつでも活用することができるのではないかなというふうに考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 丁寧な御説明ありがとうございます。

昔はパソコンだったらパソコン用の授業をやっていたんですけども、今は御説明があったように全科目に対して、いわゆる授業を受けるのには当たり前のように、このタブレットをこれから使うということを前提とするというですね、恐らく前も多分、この文教で議論したけど、そうすると、今度は逆に先生のほうが大丈夫かという話になってくる。そこが一番の課題になってくるのかなというふうに思っております。

これ国策でしょうからね、これだけ予算つけているということは、ぜひ成果を出したいと思いますけれども、一番初めにおっしゃった Society 5.0 に対して、そもそもどう対応していくかというのは、まだ多分未知数な気がしますので、今どうこう議論はしませんけれども、ただ、ぜひですね、水戸スタイルの教育をやっていますので、ぜひ他市に先駆けて、これちなみにですけれども、これ全国一律ですか、それとも水戸市が先駆けているんですか、これは。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

国のほうが昨年12月にGIGAスクール構想というものを打ち出しておりますけれども、全ての市町村が一律にということではなく、そこに何というんでしょうか、それぞれの市町村の財政状況もあると思えますし、そういった状況を勘案しながら、それぞれの市町村の判断で進めていくことだと考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ぜひ宝の持ち腐れにならないようにですね、ぜひ活用できるように、これから多分実際に使ったらいろいろ出てくるでしょうからね、それはそのときにまた伺って、質問したいと思います。

あともう一点だけいいですか。今回教育費の中で、見川小学校の整備費が出ていますよね。ほかにも長寿命化で出ていますが、見川小、これで最後ですかね。見川小って、今、中学校、体育館、小学校の、あと幼稚園もでしたっけ、一体的にやっているじゃないですか。あれの最終年度を教えてください。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、まず、今現在、小学校のほうの建設工事を行っております。こちらのほうが令和2年度中に完成する予定です。それが終わりますと、既存の小学校の校舎ですとか、それから、屋内運動場、体育館、それから、プールの解体を行ってまいります。こちらが令和3年、4年あたりに実施いたしまして、それと並行してグラウンドの整備ですとか、あとはその中学校のテニスコートのほうが今現在まだ未施工という状態ですので、こちらを含めると、令和5年度あたりには外構工事関係等も含めて完成する予定であります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、校舎としてはもう次年度で、中学校もできて、体育館もできて、幼稚園もできて、小学校が次年度で最後、それ以降はおっしゃった解体ですとか、あと、そういった関連施設を造ることですね。分かりました。

そうすると、例えば、次年度で小学校は完成するじゃないですか、校舎だけは。これでどのくらいのキャパシティーになるんですか、見川小は。1学年何人で、最大どのくらい収容できる。質問でもやったけど、見川はかなり大規模学校ですよ。梅が丘もありますけれども。見川小学校が完成すると、使用人数としては、どのくらいの学校規模になるのかというのを教えてください。後でもいいです。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、今現在、総児童、生徒数としては見川小学校540名なんですけれども、特に大きく増加するようなお話はございませんで、ほぼ横ばいというふうに見ております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、この小学校の整備というのは、あくまでも、その単位を前提としたクラスの数ですとか整備になっているということ。ああ、そう。

○鈴木委員長 よろしいですか。

田口委員。

○田口委員 205ページで、長寿命化改良工事がありますよね。そこで、当初予算のほうを見ますと、上大野、吉田、酒門をやっていますけども、酒門に関しては3階建てなんだけど、平米数が少ないのは、これ1期工事だからですか。3階建てでも平米数が少ないような気がするんで、工事箇所の平米なんだか全体平米なんだかお伺いしたい。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、酒門小学校は一棟の建物なんですけど、こちら2期に分けて実施いたしますので、今回の対象部分の面積としてはこの面積になっています。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それと、次の207ページで、中学校教育振興費の中に遠距離通学経費というのがあってね、これ何ですか。

○鈴木委員長 鎮目課長。

○鎮目学校管理課長 スクールバスの運用についての経費でございます。双葉台小学校、双葉台中学校のほうで、旧山根地区の子どもたちのスクールバスを運送しております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 それと、最後になりますけど、223ページで学校給食の件、共同調理場の運営ということで、昨年もそうでしたけども、産業経済部門のほうで給食の地場産物の活用ということで予算組まれていますよね。今年もこれ4,360万円というのは地場産を給食に使うということで出されていますけども、これ民間委託は徐々に進むんですよね。今回も調理業務は入ってなかったっけ。地場産を使う予算がかなり組まれている中で、学校給食の民間委託を随分進めようとしているわけなんですけども、この地場産品の使い方に当たっては、この民間事業者とはどんなような形で協議したり、あとはどういうことで、どういうふう到学校給食を作られているのかなというのがちょっと気になったものですから、お願いします。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

民間委託を導入しても献立の作成とかは学校の栄養士がしております。民間委託の業者については、調理業務と、あと洗浄とかを委託しております。内容や活用については学校の調理栄養士とかに任せておりますので、民間委託でも自校調理の学校でも変わりありません。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、材料費の購入に当たっては、どういう対応をするの。

〔「水戸市がやる」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 水戸市がやって、それぞれの学校がやっているんでしょう、多分。その管理というのはどう

いうふうになっている。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和学校保健給食課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

賄い材料費の購入につきましては、単独調理校については各学校のほうで一括して購入しております。民間委託も変わらず、栄養士とか給食担当が地元の業者を優先して、食材を発注しております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そういうときに、この地場産品をこれだけ水戸市で予算をつけたのは、どういうことに関してですか。その民間の業者が自分で材料を調達するんでしょう、自校式の場合も自分で調達する。

〔「教育委員会が調達する」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 市で調達するの。それを振るわけなの、民間委託に。

○鈴木委員長 大和課長。

○大和学校保健給食課長 委託業務の内容は、調理と配膳と食器洗浄となっておりますので、献立の作成とか食材の調理、食育指導とかはこれまで同様に、各学校の栄養教師が行っていますので、賄い材料費も市費で買っております。

○鈴木委員長 よろしいですか。

土田委員。

○土田委員 すみません。10款から質問させていただきます。

まず、1項教育総務費、201ページの水戸スタイルの教育推進経費というところに出てくる委託料というのは、どういったことの委託なのか教えてください。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸スタイルの教育推進経費におけます委託料につきましては、芸術教育ということで、こどもの劇場水戸公演でありますとか演劇鑑賞会、また、ICT支援員の業務委託というものが含まれております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

ICT支援員というのは、今はどのくらいいらっしゃるんですか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在ICT支援員は市内で3名委託をしております、全ての学校を巡回して支援に当たっております。来年度は、さらに1名の増員をいたしまして4名体制で充実を図っていきたくと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

続きまして、2項小学校費、203ページ、単純な質問です。小学校施設維持補修費については昨年は幾らだったのか、増えているのか減っているのか教えてください。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、小学校施設維持補修費、今年度は2,650万円、来年度は2,660万円で、10万円の増となっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。10万円の増。

この小さな補修費は、本会議でも何回か取り上げていますけれども、学校によってはとても必要としていて、迅速にいただきたいお金だと思うので——でも、あれですよ、大きな補修についてはこれじゃないんですよ。なので、迅速に対応していただきたいという要望で。

続いて、3項中学校費のほうで、また、これも同じく中学校施設維持補修費の前年度からの増減を教えてください。いただきたいというのが1点と、目でいうと中学校管理費というのが、この間の説明で21.3%の減ということだったんですけれども、この減った理由は何なのかを教えてください。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問のうち、中学校施設維持補修費に関してお答えいたします。

今年度1,650万円に対しまして、来年度予算といたしましては1,640万円、10万円の減でございます。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 先ほどの御質問のうち、中学校管理費の目の中での減額部分について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました船中泊に関する事業のほうは、昨年度ですと約6,700万円計上されておりましたものが、総合教育研究所費に移っております。また、あわせて英語指導助手、中学校に配属しておりますAETに係る人件費のほうも会計年度任用職員として移っておりますので、その2つが大きな要因となっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

学校施設維持補修費、小学校は10万円増えたけど、中学校は10万円減ったということで、両方合わせると変わらない感じですね。できれば増やしていただけるように頑張っていたきたいと、重ねてお願いします。

次に、213ページ、社会教育費の図書館運営経費について1点お聞きします。

図書館運営経費の中の使用料及び賃借料という項目がありますけれども、これがちょっと分からなかったもので、どんなものなのか教えていただきたい。

○鈴木委員長 松本中央図書館長。

○松本中央図書館長 ただいまの質問にお答えいたします。

使用料及び賃借料、大きなものは図書館システム、中央図書館の図書館事業の賃借料、これが1,356万9,000円でございます。そのほかに学校図書館の図書館システム、小中学校に既に導入しているわけですけれども、小学校のほうは312万7,000円、中学校のほうは235万5,000円でございます。そのほかにつきましては、LEDの賃借料や来館者カウンターの賃借料、あとはAEDの賃借料な

どでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ごめんなさい。よく聞こえない、システムの使用料ということでした。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 はい、先ほど申し上げましたように、図書館のシステムと学校図書館の図書館システムの賃借料がほぼ全てでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

次に、216ページの6目大串貝塚ふれあい公園費も30.9%の減という御説明だったんですけども、これ大きく減った理由を教えてください。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらの減額につきましては、昨年、那珂川沿岸農業水利事業に関する発掘調査の事業費を国からの委託として受けておりましたが、それが今年度なくなりましたので、先ほど申し上げた金額の減額となった次第でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 分かりました。

そしたら、あともう一つだけ、幼稚園費について聞きます。再編スケジュールの資料を見せていただいて、公立幼稚園をどんどん閉めていくのは反対の立場なんですけれども、先ほどの五軒以外の来年廃止となる2園、また、再来年廃止になる幼稚園が随分ありますけれども、こうした幼稚園がなくなるよという話についての地域の方との話し合いはこれからだというのは前回聞きましたけれども、どんな感じで話をされたのかちょっと説明をお願いします。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

前回の御質問のときに、地域の方に説明をするということで申し上げました。廃園する8園につきましては、全部説明は済んでおります。地域の方、幼稚園教員の方、父兄の方、新しく入園希望の方など、幼稚園等に集まっていたら説明をしております。その中でも先ほど申し上げましたとおり、残念だという意見ももちろんあったんですけども、やはり人数が少ないということで御理解をいただいていたところでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 入園を希望する子どもたちが少なくなっているからどんどん減ってきちゃったんだという話ではあったと思うんですけども、そもそも3年保育に取り組むとか、早くやっていたら公立の幼稚園だから安心して預けたいというお母さんたちが、でも、その3歳の1年間を待てないのということで、なかなか入りづらかったという話を聞いているので、ちょっとわざわざ立ち枯れするように持っていったん

じゃないかなという批判をいただいています。

もう一つ、この廃止じゃなくて、推移を注視する4つの幼稚園についても、本会議で中庭議員が質問しましたけれども、見川幼稚園なんかはプレハブで今やっていて、すてきな園舎が建つんだと、地域の人が待ちに待っているところで、この流れだと、その計画もなくなって閉められちゃうのかなという声が聞こえてきていますけれども、こちらの4つの園については地域の方や保護者の方たちの話合いというのはどのようになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 鈴木課長。

○鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の推移を見守るという4つの幼稚園でございますけれども、そちらにつきましては、今回説明はまだ行っておりません。廃止になる園を先に説明してきております。ただ、見川幼稚園につきましては、ただいまの3か年の実施計画におきましては、2年保育の幼稚園整備を行う予定としております。そのため、再編方針の中では2年保育を行っている幼稚園はなかなか充足率が伸びないという現状でございますので、整備方針も再検討することといたしました。廃止ということではございませんので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 今回の保育園の続きから入りますけれども、ああいう部分が出ちゃうとね、やっぱりもうほかを採すよね、一般的には。だから、再検討するならばやっぱり再検討するよという、そういうメッセージを、ぜひ早めに出してあげないと、御父兄の皆さん大変かなというように思いますんで、ぜひお願いしたい。

それから、先ほど木本委員がお話した補正とタブレットの話、これはタブレットで当初予算を組んだんだけど、補正の予算がつかなくてもタブレットの事業はできたの。機能的に大丈夫だったんですか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

現在、学校で使っておりますネットワークのほうは、今、実際に整備されているタブレットの台数がもう限界というような状況でございます。当然これ以上に台数を増やしていこうとするときには、今回のネットワークの再整備というものが必ず必要になってくるものでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 だから、今回予算づけしたでしょう、何十台か何百台か、これは今の機能のままで大丈夫だということでは台数を想定したんですか。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の2,400台の増設につきましては、何とかぎりぎり持ちこたえることができるかなというふうに考えております。ただ、この先もっと円滑な授業の進め方とか、そういったときにはやっぱり再整備が必要になると考えております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、聞いたのは、補正でハードを後から整備するということになると、今の機能で本当に買ったものが最初からちゃんと使えるよというところでスタートできるのかどうかという心配があったので、お聞きをさせていただきました。

それから、水戸黄門漫遊マラソンの経費2,400万円、2,500万円ぐらいあるの。これは、これ教育予算なの。保健体育の中に教育費の中に10款教育費、6項保健体育費の中の下から3番目に、2,550万円の予算が水戸黄門漫遊マラソンというのがあるんだけど、これはここ外ですか。これは文教福祉所管外ということ。

〔「総務」と呼ぶ者あり〕

○袴塚委員 総務、所管外になるの。はい、分かりました。じゃ、それは結構です。

それから、中学校費の中で施設整備、洋式トイレ化で27%ぐらい予算アップしましたよということなんですけれども、洋式化はこれで完了ですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、洋式化のほうは来年度以降も引き続き実施していきまして、令和5年度を目途に全校整備をやっていきたいと思っております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 一般家庭でも最近、洋式化ということで多くなってしまったんで、なかなかこれ、いじめにもつながるような、そういう問題もありますよね。ですから、ぜひしっかりと早めにやっていただきたいというふうに思います。

それから、図書館費の中で213ページ辺りなんですけど、学校図書館の蔵書はどういうふうな購入の仕方をされていますか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 学校図書館の購入の予算そのものは各小学校費、中学校費のほうに予算づけされています。図書館等にしましては、学校図書館で本が購入しやすいように図書館のほうで納入している書店商業組合水戸支部の中に学校図書館納入のための組合をつくってもらいまして、そこを通じてシステムに合うような形の装備やデータづけがされるような形のもの、当の学校の先生たちが本を購入するたびに選書のアドバイスや、あとは本の見本会などを開いて、そういう助力に努めております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 管理をするのにね、学校とか何かで管理しているのかな。それが、そのつけられる業者というのは、何かどうも少なくて、特定の業者になってしまっていて、地元の業者がなかなか参入しづらいと、できないと、こういうふうな声があるんですけども、それについては把握しておられますか。

○鈴木委員長 松本館長。

○松本中央図書館長 先ほどの書店商業組合水戸支部の中で学校図書館納入のための組合ということでございますが、市内の永井書店、川又書店などの書店業のほうから組合をつくりまして、そこを通じて購入と。組合はその専門業者に、また本を発注して、そこから入れていると。その際にそのシステムに合うような形

で図書のほうの装備、バーコードを貼るとか、あとはデータに登録できるようにするとか、そういったことで納入しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 それはよく分かっているんだけど、要は、そのバーコードなのか、それとも何か添付するシールなのかよく分からないけれども、それ自体が、どうも特定業者しか日本の中でもやっていないと。そのために高値になってしまうというような懸念があるんだと思うんですよ。管理をするのには、それがついていたほうが確かに便利。しかし、その民間というか、水戸のそういう組合があつて、そこから納入するにしてもね、要するに、もう限られちゃっているわけだ、これはもう買えないんだから、ほかからは、そのシールがついているやつということになると。そういうことがあるので、私はですよ、先ほどのお話じゃなくても、やっぱり地元業者を、田口委員さんのお話じゃなくても、食材にしても何にしても地元業者を使っていたかかないと税金が水戸に入らないんで、水戸の財政がますます厳しくなるよと。だから、先ほども言ったけれども、つくばのわんわんランドに発注するのはいいけども、わんわんランドに発注した収益は、もう水戸には税金として戻ってこないよ。だから、水戸にそういう業者があるのかないのか、そういうことも含めて、やっぱり発注の際は水戸の業者にできるだけ門戸を開く、そして、水戸の業者を指名しても特定のものになってしまったら、もう高値安定なんだよ。やっているところがないんだから。そこで、言いなりの値段で買って、水戸の業者はただ窓口になって納めるだけと、そういうことも見受けられるんで、ぜひその辺については改善をしていただきたいというふうに思っています。

次に、213ページ、二の丸角櫓、ヒカリモ、それから、台渡里廃寺跡、この辺についてちょっとお聞きしたいんだけど、まず、二の丸角櫓については、間もなく仕事が終わって、そして、新たな水戸の歴史的建造物の再生、こういうことが進むんだろうと思っています。この中で直接教育委員会のほうに関係ないけれども、二の丸角櫓に行くまでには、昔の県の住宅があったところに駐車場をつくって、買い取って、あそこに車を置いて、そこから歩いていきますよと、こういうことでありますよね。そこには、やっぱり駐車場とトイレぐらいしかできないということで、今回の議会の中でも、どなたか質問していたけれども、やっぱりせっかくそういうものをつくるのであれば、お茶を飲んだり、何かお土産を買ったり、そういうふうな広がりのあるものが必要なんではないかというような質問をされた方がおりました。したがって、二の丸角櫓をつくるのは教育委員会の仕事かも分からないけれども、それを生かさなければならないと。そのために庁内会議があるんだつたらば、きちんとそういう発言もしていただきたいと、教育委員会のほうとしてもね、それはよろしくお願ひしたい。

それから、ヒカリモの予算というのは、先ほど聞いたら、今年度100万円だか200万円だというんだけれども、これって毎年このぐらいいちよぼちよぼ何かやっているよという感じの予算なんですよ。進んでいることは全く目に見えない。これはどんなふうになっていますか。これは二の丸角櫓に金がかっているから、ヒカリモさん、ちょっと待っていてねということで今まで待っていたのか。それとも、いや、ヒカリモと言われたからやっているんだけど、それはやる気ないんだよということなのか、それどうなんですか、実際には。というのは、申し訳ないけれども、100万円、200万円の予算で、そういうものが再生でき

と思っていますか。ヒカリモというのは雨が降ると光る。日立のほうでは雨が降って水たまりができるので、そこにヒカリモが発生するものもあるんです。千葉では、もともとあったところが駄目になってしまったんですけども、10年研究して、そして、そういう環境をつくるとね、ヒカリモって出てくるはずなんだよ。温度と湿度と日光の差し込み具合、こういったものの自然条件を整えばヒカリモは発生するわけだと思うんですけども、こういうものについて水戸二高さんと協力してやっていますよとか、いろいろなことの説明を今までしてきたんですけども、その辺の成果というのは、あとどのぐらいかかるんですか。桜の花は何か600度になると花が満開になるんだそうだよ。2月1日からの温度を足していくと。ヒカリモの光るまでに2,000万円かければ光るのか、3,000万円なのか、それとも一向に光らないのか、その辺については、もうちょぼちょぼやっていないで、やめるならやめる。やるんならやる。しかし、あれだけの資源を——すばらしいですよ、あれ光っているときの金色に輝く藻は、とにかくすごいですよ。そういうものがね、やはり水戸の観光スポットとして、または水戸の歴史と財産として、やっぱり私は必要だと思う。だから、もう少ししみじみやっていただいたらどうなんですかということを知っているんですけども、まず、これどうなっているのか1つ。

それから、台渡里麿寺跡地です。15年ぐらい前に私も議員させていただいてしばらくになるんですけども、台渡里麿寺跡が国の史跡の一環としてね、これはすばらしいと。当時のキャッチフレーズは、平城京にも劣らないすごさだと、こういったんだよ。そう言われたんで、俺、平城京を見てきたよ。そしたらね、荘厳な広さだよ。まだ開発されていないけど、ただ、門ができていて宮殿ができていて、奥に。その間は何もないんだけど、これがまた、物すごい距離がある。辺り一面が、やっぱり土間なんですよ。それこそ何もない。けども、それをしのぐものがありますよということで、あそこはスタートしたんです。そして、そういうものだったら、じゃ、私たちは水戸市さんに協力しますよということで、出ていくことまで覚悟した、あそこの住民の方がたくさんおられる。ところが、いまだに買収もされなければ、はなも引っかけない、どうなっちゃったんだ、こういうふうな声もいただいているんですが、この辺については現在、この予算の中でどういうふうに反映されているのか。この予算の中でどういうふうに反映されていて、最終年度がね、さっきトイレの洋式化は令和6年ぐらいまでに何とかかなるよと、そういうふうな対応だから、なかなかそうはいかないかもわからないけれども、せめて決意ぐらいはさ、聞かせていただきたいと思うんだよ、どうでしょう。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の二の丸角櫓についてでございますが、来年度秋に本体が完成し、その後外構工事、その後歩行者通路などを整備しまして、来年の梅まつりを目的に完成を目指しているところでございます。御指摘のありましたように、そちらの回遊性につきましては、観光部門との連携、協力を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2つ目の御質問、備前町にあります天然記念物ヒカリモにつきましては、常磐線沿いにごさいます。安全性の問題からも一般公開ができない状況でございます。そのため、新年度は県外在住の学識経験者の英知をお借りしまして、培養等により多くの方々にも見られるような場所に移すことができるよう

調査研究を進めてまいります。

なお、どれぐらい経費があれば光るのかという御質問でございますが、それにつきましては、明らかになっていない状況でございます。

続きまして、3つ目の台渡里廃寺跡の御質問につきましては、現在、観音堂山地区の発掘調査などを行っております。発掘調査が終わりまして、そちらの報告書がまとまりますと、その後整備活用計画などを作ります。それに基づきまして、その後観音堂山地区につきましては整備、そして、土地の取得などを行っていく予定でございます。

なお、南方地区など、そのほかにつきましては、まだ未定でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

二の丸角櫓はね——土塁もそうすると、9月までにできるんですか、これ、白壁の土塁、土手の上の。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 土堀につきましては、秋に完成予定でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、二の丸角櫓は大手門からずっと土堀側の土手沿いにずっとつながるんですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 土堀といたしましては、大手門の脇から要は角櫓まで、土堀としては見えるようにつながります。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 ありがとうございます。

やっぱり歴史的建造物というのも大事なことなだけけれども、水戸の観光資源の1つですから、しっかり整備をしていただきたい。

それから、ヒカリモについては調査研究ということで、もうかなりたつんだよね。今度は、何か内容が変わるんですか。今まで御説明をいただいていたメンバーと、今度は何かもう少し高度な人がやるの。いつもの場だというのは、その自然的条件がつくれるかつけれないかということもあったり、同じ条件になっても、なかなか光らなかつたりということもあるので、それは非常に難しいのかも分からないけれども、今の科学の状況からするとね、やっぱり本気になって真剣にやればできるような気がするんですけども、これは構成メンバーは今度の予算づけの中ではお代わりになるんですか、それともこれまでどおりですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今までは地元の高校や生物の会の皆様を中心にお力をお借りしてやっておりましたが、今後は市外の先進地でヒカリモがあるエリアの学識経験者のお力などをお借りしましてやっていくということで内諾をいただいております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、予算は今回の予算と昨年度の予算では増額しているんですか、それとも予算は一

緒なんですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ヒカリモの調査研究の予算といたしましては、昨年に比べて新年度の予算は減額となっております。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 あのさ、ちょっと申し訳ないんだけど、これまでは高校生とか学校と協力してやっていたんだよね。今度は、専門家を呼ぶんでしょ。専門家に来てもらったり、で、さらに深めた高度な調査研究をするということなんでしょう。で、そうすると、今まで高校生を対象にやっていた調査研究より予算が下がってしまうというのは、どういう解釈をすればいいんですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

全体的に財政も厳しい折でございますので、旅費とか備品購入費などの減額につながったものでございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 予算だから、今からこれすり直せというわけにもいかないんだけど、これ部長さん、教育長さんね、やっぱりちまちまやるのか、ちゃんとやるのかの話だと思うんですよ。教育長さん、任命されてまだ数か月で、こんなこと言っちゃあ悪いけれども、地元の高校生を対象にして調査研究してきましたという予算よりね、専門家会議をつくって、そういう方をお願いして調査研究するというのは、やっぱりそれは倍になりましたというなら話は分かるんだけど、減っちゃった。しかも、光るように頑張るよというのね、これって何かちょっと裏腹のような気がするんですけど、ねえ、部長さん。どうなんですか、これ。本気になって、いや、僕が言っているのは、やらないんならやらないほうがいいよ。もう貴重な予算なんでもん。一番悪いのは、当てもなく、だらだらと、ただ単に予算を消化していることが一番駄目なの。それはなぜかという、我々も税金を取られているけれども、皆さんが汗水垂らして働いた税金をやっぱり国の補助をもらいながら予算として計上してやっているわけですよ。今、水戸の観光資源を考えたときに、このヒカリモというのは、やっぱり僕は水戸の重要な観光資源の1つだと思っているわけ。そういう思いがあったから、じゃ、調査研究して取り出して、観光地のどこかで、例えば千波公園の下のほうの茂みの中にそういうものをつくり出して、そこで、偕楽園に来たときに見られるようにしようとか、例えば美術館の近辺で見られるようにしようとか、弘道館の近くで何かやろうとか、そういうふうなことに発展的になるんだろうと僕は思っているんだよ。それが、要するに、インバウンド観光も含めた450万人、500万人の交流人口を増やすという観光につながるんだと思うんだけど、その辺については、どうお考えなんですか、教育委員会としては。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの御質問にお答えします。

令和元年度の予算としてつけていただきました金額につきましては、県内の国立大学の御協力を得て調査研究をやる予定でしたが、お断りをされてしまいまして、できなかった関係もございまして、そち

らを諦め方向転換をしまして、先進地であります調布市などの御協力を得て、今後学識経験者の御協力をいただいて研究するという事になった次第でございますので、何とぞ御理解をいただきたいと思ひます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 断られたというか、そこは駄目なんだろうと思うけども、もともと千葉では千葉の大学も使ってやったんだよね。やっぱり調査研究というのはさ、そういう経験者をお願いするというのが一般的だよね。だって、何も分からない人に頼んだってさ、それって何というところから始まるの。それよりは、地元で復活プロジェクトを組んで復活した集団があるとか、そういう方たちの御意見、やり方、そういうものを見習ってやっぱり調査研究するんだと、僕はそう思うんだけど、ぜひそういうところと連携をして、補正でも何でも組んでいただいて、しっかり光るようにやっていただきたいと思ひます。

それから、台渡里廃寺跡ですけども、これっていつ頃をめどに今やっている研究というのは終わるんですか。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 ただいまの袴塚委員の御質問にお答えします。

現在、観音堂山地区の坑道の発掘調査を実施しておりまして、こちらの調査が令和3年度までかかります。その後、令和4年度を目途に報告書をまとめまして、その後計画に基づきまして整備に移ってまいる予定でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 これたしかね、国補事業でやっていると思うんだよね。国補事業というのは現在も継続中ですか。それまでの答えはそれでいいです。とにかく早くやって、そして、地元の人が協力していただけるうち、やっぱり用地買収ぐらいやっておかないと、いくらやろうとしても今度の市民会館の駐車場と同じようにね、やっぱり時間かかると駄目になっちゃうんだよ。だから、しっかりそれはやっていただきたいと思ひますが、国補事業は継続しているんでしょうか、用地の買収、それから、再建計画について。

○鈴木委員長 白石課長。

○白石歴史文化財課長 台渡里の整備の事業につきまして、国補事業は継続しております。

○袴塚委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、暫時休憩いたします。

午後 3時25分 休憩

午後 3時40分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

引き続き、議案第50号の質疑から再開いたします。

次に、第2表継続費中第10款（教育費）並びに第3表債務負担行為中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願ひます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第50号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第51号 令和2年度水戸市国民健康保険会計予算について質疑のある方、発言をお願いします。

土田委員。

○土田委員 国保税に関しましては、私どもは引下げを求めて質問を続けている立場なんですけども、今回課税限度額の引上げによって、影響額はどのくらいになるのでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 令和2年度から国保税のうち医療費分と介護分が引上げになりました。課税限度額が96万円から年間で99万円に引上げになる見込みでございます。これによる令和2年度の影響額といたしましては——すみません、限度額の引上げにつきましては、現在国において地方税法について審議中ございまして、それに基づき地方税法施行令が改正が予定されておまして、課税限度額の引上げにつきましては、申し訳ございません。明日の委員会で専決の報告をさせていただくことで予定されておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○鈴木委員長 土田委員。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 川津課長、もう一度お願いいたします。今の質問に。

〔「議決はまだけど、見込みで入っているから」と呼ぶ者あり〕

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 すみません。課税限度額の引上げにつきましては、今回、当初の予算の中には含まれていない形で計上してございます。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。ちょっと分からなくなっちゃった。予算には入っていないということは、この上がる分というのは、また、この予算のほかに出てくるということなんですか。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 すみません。専決後の課税限度額の引上げに係る歳入等の予算額につきましては、今後、財政課と適切に協議した上で処理してまいりたいというふうを考えてございます。

〔発言する者あり〕

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今の課長の説明で、いや、入っていないというのは分かった。明日、あさって議決するわけだよ。いずれにしても26日に議決するんでしょう。そうすると、それはその議決を待って収入が増えるわけじゃないですか、国保税、3万円値上げするんだから、該当者の分だけ増えるよね。そうすると、その予算というのは何、専決で補正しちゃうの。予算が入ってなくて収入が増える議決をするんだから、3万円の増額分というのは補正か何かで収入が増えましたよという理由があるわけじゃんね。だって、お金集めるのだけ議決しててさ、それは勝手に私たちが上がったんだから使いますというわけにいかないんで、そうす

ると、その限度額を増やした分を入れた中で、こういうふうな使い道になって、こういうふうになりますよという説明は専決でやるんですか、それとも何かの形で、どういうふうな処理をするんですか。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 暫時休憩いたします。

午後 3時47分 休憩

午後 3時49分 再開

○鈴木委員長 再開いたします。

川津国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 大変失礼いたしました。先ほど、今回の当初予算に限度額の改定に伴う金額については含まれていないということで答弁いたしましたけれども、今回お示した当初予算の中に課税限度額の引上げ分が含まれております。申し訳ございません。私どものほうで勘違いをいたしまして、答弁を誤りました。申し訳ございませんでした。

[「そうすると、それは幾らで」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 お願いいたします。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 すみませんでした。課税限度額の引上げに伴う影響額については、令和2年度1,370万円ということで見込んでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

影響額が1,370万円ということで、昨年度もこの限度額が引き上がったときには、2,000万円近い市民負担が増えたという現状があって、毎年市民の負担が増えていくというのはどうなのかなということと、あと、来年度、県に納める分のお金も大分減りましたよね、10億円近く減ったと。昨年もやっぱり7億円近い納付額が減ってきて、県に納めるお金は減っている。加入者も減っているの、医療費も減っているという中で、高過ぎてなかなか厳しいこの保険料を値上げしなかったということはあるんですけども、逆に負担を減らしていく、引下げに向けて何らかの努力をしていくという考えはあるのでしょうか。考え方をちょっと教えてください。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 まず、最初の課税限度額の引上げについての考え方でございますけれども、国におきましては、課税限度額の引上げにつきまして将来に向けた中間所得者層の負担軽減を図るために引き上げていると。所得が高い方に係る負担をお願いしながら、中間所得者層の方への負担軽減を図るということを念頭に改正しているということでございますので、本市におきましても、それに準じて、その考えに従って改正していく予定で考えてございます。

また、納付金等が減額されている中での引上げ等についての考え方でございますけれども、令和元年度の決算におきましては、保険給付費が前年度と比べて微増の状況でございます。そういう状況も踏まえて、元年度の決算を試算したところ、単年度の収支におきましては赤字の状況が見込まれます。また、水戸市の国

保運営協議会におきまして、赤字が出るのであれば早急な赤字の解消を図って、将来的な国保の安定化に取り組むべきというような御意見をいただきました。このことから、令和2年度の保険料につきましては据置きとし、さらに今後見込まれる剰余金等につきましては、将来に向けた安定的な運営をしていきたいというふうに考えてございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 これ、国保に関してはもともと構造上の問題があつて、国のやり方に問題があるわけですが、実際に市民目線から言うと本当に高く、払い続けるのが困難で、滞納世帯が増えていくという過酷な税金となっております。市町村単位で、その辺の軽減策、免除策などを考えているところも出てきている時代ですので、水戸市でも滞納状況、この額の状況などを市民目線などで少し考えて、むしろ下げる方向で頑張ってくださいと思います。これは要望です。

○鈴木委員長 ほかにありますか。

袴塚委員。

○袴塚委員 国保の会計なんですけれども、今マイナンバーとかですね、健康保険等がお支払いができる、こういうふうな改定があるわけなんですけれども、これらの予算については、今回のこの予算の中でどういったところに入っていて、どういうふうな状況なのか、そして、このシステムはどういうふうな方向性になって市民の利便性に寄与するのか、この辺についてちょっとお聞かせをいただければ大変ありがたい。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 袴塚委員の御質問にお答えいたします。

オンラインの資格確認につきましては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営及び保険者間での被保険者資格の情報を一元的に管理するために、保険医療機関受診時の資格確認において、マイナンバーカードを被保険者証として使用できるようにするものでございまして、国は令和3年3月から運用を開始する予定としてございます。

これに係るシステムの改修が必要なことから、令和2年度の予算におきましては、議案書②の266、267ページにございます1款1項1目の一般管理費の説明欄、3つ目の丸、一般事務費の委託料の中でシステム改修の予算を計上してございます。改修の内容といたしましては、現在、保険証につきましては世帯ごとに番号を振られてございますけれども、マイナンバーを保険証として使えるようにするために個人の識別が必要となることから、現在の世帯番号の後に2桁の番号を付番するというようなことで、それに対応するようなシステムの改修を予定してございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、例えば1軒のうちで4人家族がいれば、番号が4つできるという、そういうことですか。それで、これの実用化は令和3年にスタートするということだけでも、現実の問題として、例えば後期高齢者の問題もあつたり、いろいろなものがありますね。そういうものが網羅されて、本来の意味のマイナンバーのよさが発揮できる、そういうふうな形になる、その目途みたいなのは何か示されているのでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 今回のオンライン資格確認については、全ての医療保険者が対象になるということでございます。今お話がありました後期高齢者医療につきましては、既に個人ごとの番号が振られておりますので、そちらについて広域連合のほうでシステム改修の必要はないのかなというふうに考えてございます。また、マイナンバーを資格確認に利用するためには、医療機関等におきまして、カードリーダーを設置する必要がございます。国におきましては、令和4年度中までに、おおむね全ての医療機関に設置するという事で補助をしながら整備を進めるというようなスケジュールが示されてございます。

また、令和4年度までの整備ということでございますので、それまでは、今までどおり保険証を各被保険者に水戸市からお送りいたしまして、カードリーダーが整備されていない医療機関等を御利用するときには、そちらを提示いただくというような形になるかと思えます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 そうすると、令和4年度までにはまちの小さい病院でもカードリーダーが配られて、そういうふうなところでもとにかくその医療に当たる部分については、どういうところも大体大丈夫なような整備が図られるのが令和4年ぐらいだと、こういう考え方でよろしいんですか。それとも、医療機関というから、ある程度の規模の病院だけがそういう形を取るといことになるのか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 再度の御質問にお答えいたします。

国の考え方としては、全ての医療機関を予定しているということでございますので、令和4年度中に全ての医療機関、あるいは調剤薬局等も含めまして保険者証で受診ができることを目指すということの表現ですけども、そういうことの考え方が示されてございます。

○袴塚委員 分かりました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第51号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第57号 令和2年度水戸市介護保険会計予算について質疑のある方、発言を願います。

田口委員。

○田口委員 409ページで、認知症総合支援経費というのがありますけれども、本会議でも質問等もありましたことは承知の上なんですけれども、この当初予算においても30万円の加入促進のための保険の事業ということで計上されており、これの内容についてちょっともう一度説明もらっていいですか。

○鈴木委員長 野口課長。

○野口高齢福祉課長 認知症の保険に関しましては、一般会計予算になってございまして、こちらの予算に計上されているわけではないんですけれども、こちら介護保険のほうは国の指針で、地域支援事業というのは、こういうものやってくれという指針が示されてございまして、それに基づいてやっているのがこちらの事業になります。その中に保険関係は示されておきませんので、認知症の件に関しましては一般会計のほうで予算化されております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、この当初予算で高齢福祉課という予算はどこに入るの。これも一般会計なの。
〔「一般会計」と呼ぶ者あり〕

○田口委員 それも一般会計なんだ。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第57号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第58号 令和2年度水戸市介護サービス事業会計予算について質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第58号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第59号 令和2年度水戸市後期高齢者医療会計予算について質疑のある方、発言願います。
土田委員。

○土田委員 来年度から後期高齢者医療保険料が値上げになるということですがけれども、県広域連合は15.4%、1人年平均9,507円の値上げということで聞いておりますけれども、本市におきましては、この改定に伴う影響額は幾らになるのか。値上げ率は何%になるのかを教えてください。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

今回の示されました改定に伴う本市の被保険者1人当たりの影響額でございますけれども、年間で1万1,990円と見込んでございます。改定率につきましては、17.1%ということでございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

そうしますと、この水戸市の場合、17.1%も上がるという、この平均よりも高く上がるというのはどうしてだったのでしょうか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

県平均の被保険者数の所得金額よりも水戸市の方の被保険者に係る所得金額が高かったことによるものと考えております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

この後期高齢者医療保険料につきましても、1年間で17%の値上げ、1万1,990円の値上げというのはかなり大きな値上げで、市民にとっては大変痛みの大きな値上げだと思います。ここも様々な方策でこれを軽減していくという姿勢を見せている自治体もある中で、水戸市としてはこの負担を減らしていくという考え方はあるのかなのか、一応お考えを伺います。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 後期高齢者医療広域医療につきましては、広域連合が運営主体とし

ておりますので、それに基づいて本市としては事務手続上、進めるということで考えてございます。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第59号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第60号 令和2年度水戸市母子父子寡婦福祉資金会計予算について質疑のある方、発言を願います。

袴塚委員。

○袴塚委員 ちょっとさ、これ利息収入と何かあれみたいだけれども、この貸付金って何名で幾らぐらいあるんですか。利息が計上されていて、恐らく活用している方がおいでになると思うんですけれども。

○鈴木委員長 柴崎課長。

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 お答えいたします。

債権の譲渡に関しましては、本年4月以降に県と協議することになりますが、4月1日時点で水戸市に住みがある方が対象になってまいります。まだ確定はしておりませんが、件数で約200件、貸付けの金額で合計約1億3,000万円がございます。このうち現在も貸付けを受けている方に関しては、少ないのですが、2件となっております。

〔「何件」と呼ぶ者あり〕

○柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 2件でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第60号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第63号 水戸市学校施設整備基金条例について質疑のある方、発言を願います。

木本委員。

○木本委員 この条例についてちょっと教えていただきたいんですけども、まずもって、この後に出てくる補正で、学校資金整備基金というので406万8,000円が出る。これのことによろしいですか。

〔「はい、そうです」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 そうすると、これ後になっちゃうけど、一緒だと思いますので、内容を見ると処分期限内を経過する前に、その学校を有償で貸す場合は、それを積み上げればかかった分の国庫の分は返さなくていいという、そういう認識ですね。この補正を見ると406万8,000円、これはいわゆる有償の分を見込んだ金額ということですか、貸与した金額。

〔「借金が残っている」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 いや、基金でしょう。ちょっとすみません。これ多分、山根小学校ですよ。民間に貸しますよね。その賃貸料、貸与ですね。貸与した料金を基金に積み上げればいいんですよ。その基金で積み上げたお金が406万8,000円ということによろしいですか。そこら辺ちょっと教えてください。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問ですけれども、406万円の根拠といたしましては、処分年限60年分の貸与期間の5年で割り出します。通常60年間使っていれば補助金は返さなくていいんですけれ

ども、そのうち有償で貸与するという期間が今回5年間ですので、その5年間だけは返さなければならない対象になるんですが、その分の金額を今回積み立てることによって、換えることができると、その金額が406万円で、賃貸借契約のほうの金額とはまた別のものです。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、私、すみません、イコールだと思っていたんで、失礼しました。

そうすると、これを積み上げるじゃないですか。積み上げなさいとまでしか書いてないんですけども、5年も積み上げますよね。それ返さなくていいんですよ。この基金はどうするんですか、これ。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 積み立てられた基金につきましては、学校の施設整備に充てることができます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、この対象学校に限らず、広く一般的な意味で学校整備に使えるということ。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 そのとおりでございます。水戸市内の学校施設に充てられる基金でございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、これ今回の民間との契約は5年じゃないですか。それで、この金額ですよ。また、更新します。一応更新をする場合には、そのときにこの分を水戸市は積み上げるということですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 そのとおりでございます。また5年過ぎまして、継続して貸与期間が発生する場合には、その期間に応じた金額を算定いたしまして、改めて基金のほうを積み立てると、そういう制度になります。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、これ水戸市に取りましては、一体幾らで貸すのかということのも非常にあれだと思っ
んですよ。というのは、ある程度の金額で貸せばですね、別の話を聞くと、ある程度の金額では施設を借り
てもらえればですね、水戸市としても非常に有効な制度だと思うんですね。ただ、恐らく、何となくですけ
れども、そうじゃないのかなと、貸す金額はこれよりも年間低いということですよ。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 初年度の賃貸借の年額の支払額は624万円になります。

○木本委員 そんななんだ。そしたら貸しているほうが多いわけですね。水戸市にとっては非常に有効な制
度なんですね。分かりました。ちなみに条例とずれたら申し訳ないんですけども、その金額は一般会計に
入る。それともどこに入るんですか。

〔「歳入、一般会計」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 向こうに入っちゃう。そしたら、あんまり教育委員会としてはあれだね。

〔発言する者あり〕

○木本委員 借りているお金は、あくまでも収益は一般会計に入って、水戸市から直接入ったこの基金は直
接そちらが使えるということですよ。向こうのほうが絶対明らかにいいよね。

〔発言する者あり〕

○木本委員 そうですか、分かりました、じゃ。

ちなみに、この基金ってあれですか、対象は山根小学校だと思いますけれども、今のところ、それ以外に制度として使えるような学校っていうのはあるんですか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 廃校、廃園しただけでは、これは適用されません。有償貸与等を行わないとこの制度は使えません。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 ただ、今後ですよ。これはどういうふうに戦略的に考えるかという話だけでも、これから、今回は五軒幼稚園で、今後、園は計画的に廃園になっていく。もちろん教育財産としてね、それをまた教育のほうで使うということは重々分かりますけれども、場合によっては民間に貸すということだって考えられるわけですよ。そこら辺はあんまり考えてないのかな。何が言いたいかといいますと、この財政が厳しい状況の中、制度としては有効性があればと思っているんで、ぜひこういったものを活用したほうがですね、水戸市にとっては非常にありがたい条例だなというふうに思うんですけど。今回は五軒幼稚園だけど、今後もう5園ぐらいはありますよね。うちの千波幼稚園だって、もうこれから廃園するわけですから、あと2年、3年で、だから、明らかに対象となる。貸せるかどうかというのはもちろん別の話ですけども、そういったことを考えていくべきなのかなって、いわゆるその確かに公で整備した施設をどういうふうにするかというのはありますけども、ただ、制度上もこういったものがあればね、ぜひそこら辺は積極的に御活用いただきたいということだけちょっと言っておきます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 この施設の耐用年数って、さっき60年って言いましたよね。山根小学校はあれ木造でしたっけ、鉄筋だっけ。参考までに、今、建てられている学校、これは何年なんですか。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 鉄筋コンクリート造であれば60年です。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 すみません。関連なんですけども、木本委員とちょっと話が分かっちゃうんですけども、これから反映される幼稚園の園舎が、これで教育的な目的で活用されていって、この基金が使えれば一番いいと私も思っていて、ただ、心配しているのは、その幼稚園跡地が教育的なことではなく、簡単に売却されちゃったり貸されちゃったりで、教育環境整備とあまりにもかけ離れたところにどんどん行ってしまいうようなことがあるのではないかという心配をしております。これから反映される幼稚園跡地の活用についても慎重に開かれた議論をしていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第63号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第67号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第9号）中第1表中歳出中第3款（民生費）、

第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分及び第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分並びに第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について質疑を行います。

なお、第1表中歳出の質疑の進め方についてでございますが、議案第50号と同様、款ごとに分けて質疑を行ってまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに、第1表中歳出中第3款（民生費）について質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 次に、第4款（衛生費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 次に、第10款（教育費）中文教福祉委員会所管分について質疑のある方、発言を願います。
土田委員。

○土田委員 24、25ページ、お願いします。

参考資料に出ていた施設整備事業費の中で、先ほども出ていましたけど、児童、生徒の1人1台体制に向けてのネットワーク整備ということで予算が計上されています。これ、1人1台の政策というのは急に下りてきて、それなので、国の予算でやるものなのかなと私は思っていたんですけども、これ見ると2分の1で、水戸市でも10億円、11億円もの大きな負担で行う事業ということになりますよね。1人1台は、さっきの予算のほうということだったんですけども、この1人1台のタブレットということでメリットはたくさんある中でも、やっぱりデメリットの心配もされていて、子どもたちは小さい頃からパソコン画面ばかり見て、体の影響とかもあるし、タブレット依存という問題も今、若者の間で出てきています。さらには、自分で調べる、書くという能力が低下していく傾向が見られるとか、学校の授業の中でも先生の話、聞くよりもピピッと何でも調べられちゃうので、先生の授業の重さとかか価値とかか、そういうところもなかなか難しくなっているという事例なども世界、日本でも先進的にやっているところでもデメリットの指摘があり、世界的にも言われています。

総務省のICT教育ガイドブックも一応詳しく読みましたけれども、その中で各自治体ごとに、実際どういう形式で、どういうふうに行っていくのかというのは慎重に議論して決めていく必要があるということだと思います。先ほどの話では、一気に1年生から全部やるわけではないということで、そこはちょっと安心したんですけども、とにかくこれを進めていくんだということで決まっちゃったのかなというのを1つ説明いただきたいのと、このネットワークづくりでいろいろな方式があるみたいなんですけれども、どんな方式でネットワーク整備をやることに決めて、このお金なのかというちょっと中身を少し教えてください。

○鈴木委員長 小川副所長。

○小川総合教育研究所副所長 ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども御説明いたしましたように、今回、国のGIGAスクール構想というものを受けまして、これから時代を生きていく子どもたちのために、水戸市といたしましてもやはりその環境の整備というものが必要だという判断をさせていただきました。従来の読み書きの能力というものも御心配されている声があるかと思うんですけども、それは当然に言語能力というものは非常に大切なものであるということは変わりございませんので、ICTの機器というものは、例えばこれまでの読む、書く、計算する、そういったものを全

てその学習の場面をICTに置き換えるというものではなくて、あくまでも、その学習用具の1つとして、児童、生徒の実態としてより深めるための手段として、授業の一部でですね、用いていくものだというふうに考えております。ですので、従来のように黒板の板書ですとかノート、そういったものの使用する授業を中心としながら、児童、生徒の興味関心を高めたり、授業内容の理解をより深めるために、効果的な場面で使っていきたいというふうに考えております。これまでの読み書きについても、変わらず丁寧に学習をしていくものでございます。

ネットワーク整備につきましては、ちょっと代わります。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 続きまして、ネットワーク整備の概要といたしまして、まず、目的としては大きく2つございます。

1つは、アクセスポイントというケーブルを有線でつなぎまして、小さな基地局みたいなものを壁につける。こういったものを現状の状態から大幅に増設いたします。今までは限られた範囲内の中でしか使用できなかったものを各教室でも使えるような形で大幅に整備していきたいというふうに考えております。

もう一つ、通信速度をですね、こちらを每秒1ギガバイトに引き上げる予定でございます。現状は100メガバイト、現状の10倍の速度になる予定です。

今回の内容につきましては、ネットワークの設計と校舎内の整備の設計、整備の工事、この3つが盛り込まれて今回の金額になっております。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

答弁いただきましたので、慎重に子どもたちの学習がよいメリットのほうに生かされるように進めていただきたいと思いますが、どうしてもパソコンというと、今、私の議員室でもそうですけれども、一遍につながらなくなっちゃうとか、いろいろな事態が起きますよね。そういったことで授業に支障が出る場合なんかもあるとか、先生とは違うICT支援員さんを配置しないと、そういった対処が難しい場面が出てくる。今もいらっしゃるということだったので、その点は大丈夫かとは思うんですけども、とにかく反対するわけではないんですけども、子どもたちの教育、成長を第一に考えて、ただ上から来たからどんどんやっていくということではなくて、水戸市ならではの取組に期待したいと思います。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 何回も、すみません。今後整備していくということは、タブレットもありますけれども、ネットワークももちろん5Gに対応したものだということですよ。今から整備するのにそれに対応しないというのは、さすがにないんじゃないかと思うんですけども。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの質問なんですけれども、5GというのはNTTの携帯電話会社のほうとの契約で、いわゆる通信の関係だと思うんですが、今回校舎のほうには有線で引っ張ります。それで校舎内で無線の先ほど御説明したアクセスポイント、これを増設することによって校舎内ではどこでもつながるようになるというような仕組みにいたします。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 そうすると、これからいろいろな各携帯キャリアが基地局を整備しますよね。それは使えるんですか。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 和田課長。

[発言する者あり]

○和田学校施設課長 今の話ですと、タブレット1台ごとに契約が発生してくる仕組みになりますので、それは今回採用しないで、通常、例えば自宅と言えば自宅まで有線で来ている、そういった回線を利用します。

○木本委員 そうなんだ、5Gだったらもうちょっと話題性があったかと思ったけど。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 25ページで、長寿命化ということで進めていただいていたところでもありますけれども、1点ちょっと説明してもらいたいと思うのは、上大野小学校の長寿命化の中で使用料及び賃借料というのが3,800万円減ということになっているんですけど、これはどういう内容なんですか、減はありがたいことなんですけども。

[「ちょっと調べている間にさ、また一言だけ」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今度のタブレットね、いいことだと思うんですよ。問題なのはね、電子黒板やりましたね。それから、前のパソコンやりましたね。要は、その教育成果が検証されているのかどうかというところが、やっぱり一番問題だと思っているんですよ。パソコンを導入して1人1台じゃなかったんで、どうのこうのという説明も先ほどありましたけども、いずれにしても、その使いこなす先生がどうもちょっと足りないよと。かなり進んで詳しい人もいる。しかし、やっぱりこの全生徒がタブレットを持つということになると、やっぱりそれなりにある程度リードできる先生方がそろってないと、せっかく全校生徒がタブレットを持っているんだけど、聞いたらば、先生がどうなのという話になってしまうと、これまた逆転の発想になってしまうと思うんですよ。

ですから、間違いなくできる先生ばかりではないんで、できない先生のレベルをどう上げるのかということの予算はね、やっぱり僕は取るべきであるし、やっぱりその先生方も勉強する機会、お忙しいのはよく分かりますけども、こういう新しいものを導入したときには、必ずそれを使いこなせる体制をね、やっぱり総研としても教育委員会としてもバックアップできるのかというところが、この成果が上がる源だと思うんですよ。ですから、そういうことについて、できればこのタブレット導入と同時に先生方の研究費が3,000万円かかるんですけど、だけれども、それをやらないとせっかくのこのタブレットが持ち腐れになっちゃうんですけど、このぐらいのことが御説明の中にあるとよかったのかなと。いずれにしても、電子黒板も恐らくタブレットを入れれば使わなくなっちゃうんでしょ、恐らくね。だって、個人が持っているんだから。ただ、問題なのは電子市役所といっても、いまだに市役所は紙ベースですからね。だから、その辺も含めてね、学校現場の進め方、管理体制をしっかりと、そして、これからの予算づけの中に必ず何人かはね、やっぱり先生に勉強してもらおう、そういう予算をぜひ取っていただきたいと思いますよ。やっぱり9月に補

正を上げてくれるのは僕は賛成しますから、少なくとも僕は賛成しますから、やっぱり研修機会を増やしてやってくださいよ。よろしくをお願いします。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 先ほどの御質問ですけれども、使用料及び賃借料の3,800万円の減分に関しては、仮設校舎の契約差金でございます。ただ、この分をそのまま減らしたのではなくて、本体工事のほうにのせ換えているような形で次年度予定しておりますので、その他の変更はございません。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 いや、契約差金が出たから、それを本体工事の上へのせ換えるといってるんだけど、それってちょっとおかしくない。だって、本体工事の予算って我々認めているじゃん。本体工事で、こういうことを予算に組んでいただいて発注はしたんだけど、新たにこういう事情が出たんで、そちらのほうに流用させてくださいというなら話は別だよ。だから、本体の工事にのせ換えましたといったら、じゃ、本体は何、その余ったお金で何やるのという、予算そもその組み方がおかしくなりそうだよ。

[発言する者あり]

○袴塚委員 いや、だって……

[発言する者あり]

○袴塚委員 そう。用途が違ったら減額だよ。

[発言する者あり]

○鈴木委員長 暫時休憩いたします。

午後 4時34分 休憩

午後 4時40分 再開

○鈴木委員長 再開いたします。

今の件につきましては、明日、委員会の冒頭に御説明いただくということでよろしいですか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 この件について、ほかに質問はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 次に、第2表継続費補正中第3款（民生費）及び第10款（教育費）について質疑のある方、発言を願います。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○鈴木委員長 ないようですので、議案第67号についての質疑を終わらせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4時41分 散会